

第 3 4 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 ( 第 1 号 )

---

招 集 年 月 日 平 成 2 2 年 3 月 1 日 ( 月 曜 日 )

---

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

---

開 会 3 月 1 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 ( 第 1 日 )

---

議 事 日 程

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

日 程 第 2 会 期 の 決 定

日 程 第 3 第 80 号 議 案 人 権 擁 護 委 員 候 補 者 の 推 薦 に つ き 意 見 を 求 め る こ と に つ い て

第 81 号 議 案 人 権 擁 護 委 員 候 補 者 の 推 薦 に つ き 意 見 を 求 め る こ と に つ い て

第 82 号 議 案 人 権 擁 護 委 員 候 補 者 の 推 薦 に つ き 意 見 を 求 め る こ と に つ い て

日 程 第 4 第 83 号 議 案 宍 粟 市 ま ち づ くり 協 議 会 条 例 の 制 定 に つ い て

日 程 第 5 第 84 号 議 案 宍 粟 市 消 防 長 の 任 命 資 格 に 関 す る 条 例 の 制 定 に つ い て

日 程 第 6 第 85 号 議 案 宍 粟 市 組 織 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

日 程 第 7 第 86 号 議 案 宍 粟 市 移 動 通 信 用 施 設 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

日 程 第 8 第 87 号 議 案 宍 粟 市 議 会 議 員 の 議 員 報 酬 及 び 費 用 弁 償 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

第 88 号 議 案 宍 粟 市 特 別 職 の 職 員 で 常 勤 の も の の 給 与 及 び 旅 費 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

第 89 号 議 案 宍 粟 市 教 育 委 員 会 教 育 長 の 給 与 及 び 勤 務 時 間 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

日 程 第 9 第 90 号 議 案 宍 粟 市 職 員 の 勤 務 時 間 、 休 日 、 休 暇 等 に 関 す る 条 例 及 び 宍 粟 市 一 般 職 の 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

第 91 号 議 案 宍 粟 市 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正

する条例について

- |         |          |                                     |
|---------|----------|-------------------------------------|
| 日程第 1 0 | 第 92号議案  | 宍粟市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について          |
| 日程第 1 1 | 第 93号議案  | 宍粟市起業家支援条例の一部を改正する条例について            |
|         | 第 94号議案  | 宍粟市産業立地促進条例の一部を改正する条例について           |
| 日程第 1 2 | 第 95号議案  | 宍粟市音水湖カヌー競技場条例の一部を改正する条例について        |
| 日程第 1 3 | 第 96号議案  | 宍粟市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について           |
| 日程第 1 4 | 第 97号議案  | 宍粟市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について          |
| 日程第 1 5 | 第 98号議案  | 宍粟市火災予防条例の一部を改正する条例について             |
| 日程第 1 6 | 第 99号議案  | 宍粟市 i のまち通信施設条例を廃止する条例について          |
| 日程第 1 7 | 第 100号議案 | 宍粟市小作料協議会条例を廃止する条例について              |
| 日程第 1 8 | 第 101号議案 | 住民情報系システム更新業務委託契約の締結について            |
| 日程第 1 9 | 第 102号議案 | 宍粟市林業再生事業 林業再生施設用地造成工事請負契約の変更について   |
| 日程第 2 0 | 第 103号議案 | 平成22年度宍粟市農業共済事業に係る事務費賦課総額及び賦課単価について |
|         | 第 104号議案 | 畑作物危険段階基準共済掛金率の設定について               |
| 日程第 2 1 | 第 105号議案 | 平成21年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）              |
|         | 第 106号議案 | 平成21年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）      |
|         | 第 107号議案 | 平成21年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）     |
|         | 第 108号議案 | 平成21年度宍粟市鷹巣診療所特別会計補正予算（第2号）         |
|         | 第 109号議案 | 平成21年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）     |
|         | 第 110号議案 | 平成21年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）        |

	第 111号議案	平成21年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
	第 112号議案	平成21年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
	第 113号議案	平成21年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
	第 114号議案	平成21年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第2号）
	第 115号議案	平成21年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第4号）
	第 116号議案	平成21年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 2 2	第 117号議案	平成22年度宍粟市一般会計予算
	第 118号議案	平成22年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算
	第 119号議案	平成22年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算
	第 120号議案	平成22年度宍粟市鷹巣診療所特別会計予算
	第 121号議案	平成22年度宍粟市老人保健事業特別会計予算
	第 122号議案	平成22年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算
	第 123号議案	平成22年度宍粟市介護保険事業特別会計予算
	第 124号議案	平成22年度宍粟市簡易水道事業特別会計予算
	第 125号議案	平成22年度宍粟市下水道事業特別会計予算
	第 126号議案	平成22年度宍粟市農業集落排水事業特別会計予算
	第 127号議案	平成22年度宍粟市水道事業特別会計予算
	第 128号議案	平成22年度宍粟市病院事業特別会計予算
	第 129号議案	平成22年度宍粟市農業共済事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	会期の決定	
日程第 3	第 80号議案	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
	第 81号議案	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
	第 82号議案	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

ついて

日程第 4	第 83号議案	宍粟市まちづくり協議会条例の制定について
日程第 5	第 84号議案	宍粟市消防長の任命資格に関する条例の制定について
日程第 6	第 85号議案	宍粟市組織条例の一部を改正する条例について
日程第 7	第 86号議案	宍粟市移動通信用施設条例の一部を改正する条例について
日程第 8	第 87号議案	宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
	第 88号議案	宍粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
	第 89号議案	宍粟市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 9	第 90号議案	宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	第 91号議案	宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 10	第 92号議案	宍粟市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
日程第 11	第 93号議案	宍粟市起業家支援条例の一部を改正する条例について
	第 94号議案	宍粟市産業立地促進条例の一部を改正する条例について
日程第 12	第 95号議案	宍粟市音水湖カヌー競技場条例の一部を改正する条例について
日程第 13	第 96号議案	宍粟市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
日程第 14	第 97号議案	宍粟市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 15	第 98号議案	宍粟市火災予防条例の一部を改正する条例について
日程第 16	第 99号議案	宍粟市 i のまち通信施設条例を廃止する条例について
日程第 17	第 100号議案	宍粟市小作料協議会条例を廃止する条例について
日程第 18	第 101号議案	住民情報系システム更新業務委託契約の締結について

日程第 1 9	第 102号議案	宍粟市林業再生事業 林業再生施設用地造成工事請負契約の変更について
日程第 2 0	第 103号議案	平成22年度宍粟市農業共済事業に係る事務費賦課総額及び賦課単価について
	第 104号議案	畑作物危険段階基準共済掛金率の設定について
日程第 2 1	第 105号議案	平成21年度宍粟市一般会計補正予算（第 6 号）
	第 106号議案	平成21年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
	第 107号議案	平成21年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 4 号）
	第 108号議案	平成21年度宍粟市鷹巣診療所特別会計補正予算（第 2 号）
	第 109号議案	平成21年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
	第 110号議案	平成21年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
	第 111号議案	平成21年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
	第 112号議案	平成21年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
	第 113号議案	平成21年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
	第 114号議案	平成21年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
	第 115号議案	平成21年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第 4 号）
	第 116号議案	平成21年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 2	第 117号議案	平成22年度宍粟市一般会計予算
	第 118号議案	平成22年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算
	第 119号議案	平成22年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算
	第 120号議案	平成22年度宍粟市鷹巣診療所特別会計予算
	第 121号議案	平成22年度宍粟市老人保健事業特別会計予算
	第 122号議案	平成22年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算

- 第 123号議案 平成22年度宍粟市介護保険事業特別会計予算  
 第 124号議案 平成22年度宍粟市簡易水道事業特別会計予算  
 第 125号議案 平成22年度宍粟市下水道事業特別会計予算  
 第 126号議案 平成22年度宍粟市農業集落排水事業特別会計予算  
 第 127号議案 平成22年度宍粟市水道事業特別会計予算  
 第 128号議案 平成22年度宍粟市病院事業特別会計予算  
 第 129号議案 平成22年度宍粟市農業共済事業特別会計予算

応 招 議 員 ( 2 0 名 )

出 席 議 員 ( 2 0 名 )

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 1 番 岸 本 義 明 議 員   | 2 番 寄 川 靖 宏 議 員   |
| 3 番 高 山 政 信 議 員   | 4 番 秋 田 裕 三 議 員   |
| 5 番 西 本 諭 議 員     | 6 番 岡 崎 久 和 議 員   |
| 7 番 東 豊 俊 議 員     | 8 番 福 嶋 齊 議 員     |
| 9 番 大 倉 澄 子 議 員   | 1 0 番 實 友 勉 議 員   |
| 1 1 番 大 上 正 司 議 員 | 1 2 番 木 藤 幹 雄 議 員 |
| 1 3 番 山 下 由 美 議 員 | 1 4 番 岡 前 治 生 議 員 |
| 1 5 番 山 根 昇 議 員   | 1 6 番 藤 原 正 憲 議 員 |
| 1 7 番 伊 藤 一 郎 議 員 | 1 8 番 岩 薨 昭 美 議 員 |
| 1 9 番 小 林 健 志 議 員 | 2 0 番 岡 田 初 雄 議 員 |

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 畑 中 正 之 君	書 記 西 山 大 作 君
書 記 志 水 友 則 君	書 記 中 坪 温 子 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 田 路 勝 君	副 市 長 岩 崎 良 樹 君
教 育 長 小 倉 庸 永 君	会 計 管 理 者 釜 田 道 夫 君
一宮市民局長 西 山 一 郎 君	波賀市民局長 山 本 久 男 君
千種市民局長 山 本 繁 君	企 画 部 次 長 岡 崎 悦 也 君

総務部長 清水 弘和 君  
健康福祉部長 秋武 賢是 君  
農業委員会事務局長 上田 学 君  
水道部長 中尾 徹 君  
総合病院事務部長 大久保 正孝 君

生活環境部長 大谷 司郎 君  
産業部長 平野 安雄 君  
土木部長 在賀 孝介 君  
教育委員会教育部長 福元 晶三 君  
消防本部消防長 森 蔭忠 男 君

(午前9時30分 開会)

○議長(岡田初雄君) おはようございます。

開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

弥生3月春の朝宍粟市北の大地の春は、ネコヤナギの優しい膨らみにその訪れを知らされます。いつも違う温かい冬は慌て者のツクシが小さな頭をもたげ始めました。自慢の水清き小川のせせらぎが春の歌を歌う傍らで、フキノトウは春の訪れに心地よさそうに見えます。春は確かな足取りですぐそこまで忍び寄ってきています。それでも、山の頂には、今もって残雪が冬の名残りをとどめています。春と冬が同居している宍粟の春の始まりであります。

本日、ここに第34回宍粟市議会定例会が開催されますことは、市政発展、住民福祉の向上のために、大変喜ばしく思うところであります。

さらに、議員各位にはご健勝にて、議員活動、行政視察等、ご精励いただきましたことに心からお礼申し上げます。

さて、政権交代という劇的なドラマが展開された平成21年度も終わりの月になり、国政においても市政にあっても、1年の反省とその上に立った新しい年度への展望を論じるときになってまいりました。昨年5月の田路市政の誕生、8月の豪雨災害、インフルエンザの大流行、またし尿券不正問題による逮捕者と宍粟市にあっても激動の1年でしたが、この3月議会においてしっかりとした議論の展開を期待するところです。

人の心の乱れがちなこういう時期にあっても、我々地方議会の預かる者は、しっかり地に足をつけた議論を展開し、議会の権能を高める努力を怠ることはできません。今期定例会に提案されます案件は、初日だけでも50議案と膨大な数にのぼりますが、議員各位におかれましてはご精励を賜り、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます、簡単ですが、開会のごあいさつといたします。

市長、あいさつをお願いします。

○市長(田路 勝君) おはようございます。

昨日は、チリ地震による津波警報のニュースが一日中流れ、兵庫県でも水防指令が出るなど、今朝0時過ぎの解除まで緊迫した一日でございました。遠く離れた場所にあっても、この地震災害の怖さを実感したところでございますが、第34回宍粟市議会3月定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には、ご健勝にてご出席を賜り、ありがとうございます。また日ごろのご精励に対し、深く敬意を表する次第であります。



今日から3月となりましたが、暖かく雪の少ない冬となり、市内のスキー業者、関係者にとっては大変なご苦勞をされていることとっております。

日本時間におきましては本日までとなっておりますバンクーバーオリンピックも雪不足が大会運営に影響したと聞いており、これも地球規模での温暖化の影響ではないかというふうに思うところでもございますが、攻めて地球環境について私たち人類が真剣に考え、行動していく時期が切迫していることも感じるところでもあります。

本日から始まります本定例会は、平成22年度予算、そして21年度補正予算など50議案を上程しておりますが、いずれも市民生活に直結する案件であり、また宍粟市の将米像「人と自然が輝き みんなで創る夢のまち」の実現に向けて重要な案件でありますので、慎重にご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、施政方針及び平成22年度予算案につきましては、後ほど詳しく説明をいたしますが、昨年8月の台風9号災害からの早期復興と、安全・安心のまちづくりのための防災・減災対策という新たな命題を与えられた中で、市民による宍粟市づくりの実現に向け、住民目線の市政運営を全職員一丸となって全力で取り組んでまいりたいと考えております。

この思いに立った上での平成22年度につきましては、宍粟市総合計画後期基本計画の策定に着手するなど、将来の宍粟市を形づくる重要な年であるとの認識を踏まえ、災害復旧・復興事業及び災害に強いまちづくり、地域資源を活用したまちづくりと文化・観光振興、産業の育成、環境にやさしいまちづくりに向けた取り組み、将未を展望した教育環境の充実や少子化対策、元気の出る高齢化対策、住民と行政が一体となった地域力の向上・強化に向けた取り組みを重点施策として、『創造と挑戦の年』として個々の施策を推進したいと考えております。

議会におかれましても、格別のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たってのごあいさつといたします。

○議長（岡田初雄君） ただいまから、第34回宍粟市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第121条の規定に基づき今期定例会の本会議に説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、お手元に配付しております議長あての報告書写しのとおりであります。

報告 2、監査委員から、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が議長あて提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、ご高覧願います。

報告 3、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、専決処分の事項の報告書が市長から議長あて報告されました。その写しをお手元に配付しておりますので、ご高覧願います。

報告 4、本日市長から議案 50 件が提出されております。

これにて報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（岡田初雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第 82 条の規定により、議長より指名します。

13 番、山下由美議員、14 番、岡前治生議員、以上、両議員にお願いします。

#### 日程第 2 会期の決定

○議長（岡田初雄君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 26 日までの 26 日間といたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ご異議なしと認めます。

会期は、本日から 3 月 26 日までの 26 日間に決定しました。

#### 日程第 3 第 80 号議案～第 82 号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第 3、第 80 号議案、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてから第 82 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてまでの 3 議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第 80 号議案から第 82 号議案の人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱される非常勤の国家公務員であり、宍粟市内では 9 名が委嘱され、人権にかかわる重要な職務に従事し、ご活躍をいただいております。

このたび、山崎町下宇原 5 1 番地、佐々木大観氏、山崎町中比地 2 6 9 番地 4、前野泰三氏及び山崎町野々上 5 6 5 番地、上村道江氏の 3 名が平成 2 2 年 6 月 3 0 日で任期満了となります。

つきましては、佐々木大観氏につきましては、再度、委員をお願いし、前野泰三氏及び上村道江氏につきましては辞任の意向がありますので、後任に山崎町宇野 2 7 1 番地 1、久保光生氏と山崎町三津 3 8 3 番地 2、尾崎里実氏を人権擁護委員候補者として推薦しようとするものであります。

いずれの方も、人格、識見とも優れておられ、人権意識の高揚が叫ばれている今日、市民の人権擁護に取り組んでいただけたらと考えておりますので、推薦に当たり、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものであります。

よろしく願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（岡田初雄君） 9 番、大倉澄子議員。

○9 番（大倉澄子君） 1 点だけお尋ねをいたします。

この履歴書のところで旧氏名というのがありますけれども、この人権委員になれる方は今の名前だけで結構なんじゃないでしょうか。この人権ということに関して、旧氏名を書くということは、どんなものかと、私は最近履歴書を書いておりませんのでわかりませんが、ここはどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（岡田初雄君） 生活環境部長、大谷司郎君。

○生活環境部長（大谷司郎君） 失礼します。その件に関しましては、様式がそのようになっておりますので、しておりますが、ご意見については十分拝聴いたしますので、その件について、また法務局の方を通してまた申し上げていきたいと思えます。今のところその様式でなっておりますことについてご了解いただきたいと思えます。

○議長（岡田初雄君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第80号議案から第82号議案までの3議案につきましては、議事の順序を変更して直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第80号議案を採決いたします。

第80号議案は、同意のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ご異議なしと認めます。

第80号議案は原案のとおり同意されました。

続いて、第81号議案を採決いたします。

第81号議案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ご異議なしと認めます。

第81号議案は原案のとおり同意されました。

続いて、第82号議案を採決いたします。

第82号議案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ご異議なしと認めます。

第82号議案は原案のとおり同意されました。

日程第4 第83号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第4、第83号議案、宍粟市まちづくり協議会条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) 第83号議案、宍粟市まちづくり協議会条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成17年度より、宍粟市地域協議会を設置し、市に対して、新市建設計画の推進状況及び地域の活性化に対する提言、また、宍粟市の一体的な発展に資する提言をいただきながら、住民の参画・協働によるまちづくりを推進してまいりました。

今般、設置期間の5年を迎えるに当たり、これまでの地域協議会の活動を踏まえ、地域協議会の活動を発展させた「宍粟市まちづくり協議会」を合併前の山崎町、一宮町、波賀町、千種町の地域ごとに設置しようとするものであります。

この協議会の活動は、地域協議会の取り組みの継承に加えて、これからの地方分権社会、少子高齢化社会に対応するため、当該協議会を中心として、地域課題への取り組み、地域資源の有効活用など、地域住民が自ら考え、実践するまちづくりを行政とともに推進しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

18番、岩薮昭美議員。

○18番（岩薮昭美君） 3、4点お尋ねをいたします。

1点は、この目的が地域住民が身近な課題を自主的に解決するということが大きな目的になっているようでございます。そういう観点からお尋ねをするんですが、地域ごとにまちづくり協議会をつくるということが第2条に書いてございます。その中で、地域を受け持つ協議会、ここの事務局がどこに置かれるかということで、第8条に協議会の庶務というところがございます。ここに「庶務は本庁及び市民局のまちづくり担当課で持つ」と、こういう規定になってございます。

そこで、お尋ねですが、この名称に旧4町が書かれておりまして、合併前の山崎町地域という地域の山崎まちづくり協議会というのがございます。ここの市民局はないわけですから、それがどういう形になるのかなということですね。非常にややこしい表現になっているということが1点。ということは、この8条に基づきまして、本庁及び市民局ということにおいて担当するということになっているんですが、このいわゆる庶務の主体は本庁、市民局、いずれにウエートがかかるのかということが1点でございます。

それから、それと同じ庶務の事務局が連絡協議会というのをつくるということになっています。地域協議会の選出した委員によってつくることになっていますが、ここの庶務は本庁まちづくり担当課において処理すると、こういうことになってございます。ここのウエートの置き方は一体どうなっているのかということが1点でございます。

それから、今、市長の方は合併時の地域協議会の後を受けたいわゆる新しい組織

体だというような意味合いの説明がございましたが、この地域協議会と今回のまちづくり協議会の一番の相違点はどのようにお考えになっているのかと。一番今度変わるところは何かということをおひとつご説明を願いたい。まずその1点を1回目の質疑として行います。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

企画部次長、岡崎悦也君。

○企画部次長（岡崎悦也君） まず、1点目の事務局と市民局等の考え方、庶務の部分でございますが、ご案内のとおり山崎管内におきましては、本庁部門が所管をさせていただきます。そして、取りまとめについては同じく本庁のまちづくり担当が行う。連絡協議会の庶務におきましては、本庁のまちづくり担当が担うということを考えております。

それから、もう1点のご質問の地域協議会と今般のまちづくり協議会の一番の相違点というところでございますが、基本的にはまちづくりを自ら地域協議会自体がまちづくり計画を策定をして実行する、こういったところが従前の地域協議会と異なるところであるというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩薮昭美議員。

○18番（岩薮昭美君） それから、次の新しい2番目の質疑なんです、この協議会の組織は16人でやるんだと。地域に住所を有する者の中から市長が委嘱すると、こうなっております。合併協の当座から非常に言われたことなんです、市民の参画協働を求めるという視点、あるいは自主的に地域のことを考えるという組織体からして、公募というものはやはり非常に重要であろうということが論じられたわけです。今度の協議会の組織の中には公募の一字が入ってございませんが、そういう考え方はないのか。あるいはあるとすれば、なぜそれが公募という言葉が避けられたのか、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（岡田初雄君） 企画部次長、岡崎悦也君。

○企画部次長（岡崎悦也君） この地域協議会、まちづくり協議会自体が地域の方々と一緒に考えて、まちづくりを実践されるということで、今あります各種の地域団体における活動範囲よりもう少し広範囲な市民局単位でありますとか、市民局におきます小学校区単位というような少し大きい部分でのまちづくりを担っていただくということを基本として考えておりますので、現段階におきましては公募ということとは考えておりませんが、今後必要に応じて検討させていただきたいというふうに

考えております。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩露昭美議員。

○18番（岩露昭美君） その必要に応じての必要とはどういうことを言うのか。必要に応じてという概念はどのような概念かということが一つ。

それから、一番大きな違いというのは、自主的に地域の課題に取り組む協議会だということになりまして、地域協議会の際の概念より一歩踏み込んだ実践部隊としての、実動部隊としての期待が非常に高いんだらうと、こういうように思うんですね。そこを強調されたのかなあと、こういうように思うんですが、もうひとつ明快でなかったのは、例えば旧山崎町は本庁が担うと。あとの旧3町については本庁及び市民局になっているんですが、本庁の方が主体的な権限を有しているのか、旧山崎を除く3町においては市民局、いわゆる行政組織としては市民局長の方にウエートがかかる、あるいは主体性を持たせると、こういう考えなのかと、この点をお聞かせください。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） いろいろご意見をちょうだいをいたしましてありがとうございます。必要に応じてという意味につきましては、この条例を可決いただいてからいろいろ規則、あるいは運用について定めていくわけでございます。4条に書いておりますのは、市長が委嘱するというふうに大きくくくった形で委嘱をしたい。当然この中には委員ご指摘いただきますように公募についても検討の余地を残しておるわけでございます。そういったところで必要だと、必要に応じてという解釈をいたしておるところでございます。

それから、それぞれのまちづくり協議会のそれぞれの本庁あるいは市民局のかかわりでございますけれども、大部分はやはり地域からのまちづくりを考えていただいて、実践をいただくということから、地域については市民局にウエートを置きたいというふうに考えております。ただ、山崎市民局がございませんので、その分については本庁の担当部署が調整をいたします。そして、必要最低限のものの調整につきましては、本庁の担当部署がそれぞれの地域の協議会のまとめをさせていただくという事務的なものをイメージいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） ほかに質疑はありませんか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。まず、3条の関係で所掌事務についての提言

という形が多いわけでありましてけれども、その提言された内容について、当然予算措置を講じなければその提言を実現できないというふうなケースが多々あると思うんですけれども、そういう点において、このまちづくり協議会が提言されたことに対しての当局の遵守義務ですね、そのあたりはどういうふうに考えておられるのか。その点まずお聞かせ願いたいと思います。

それと、先ほど岩薨議員の方も聞かれておりましたけれども、このまちづくり協議会が成功するか失敗するか、すべてある意味人選にかかっていると思うんですね。そういう意味では、私も公募は当然必要だと思いますし、従来のような当て職型の協議会の組織ではなかなかここでうたってあるような目的を達成することは難しいんじゃないかなというふうに思うわけでありましてけれども、この前、婦人会が波賀なんかは解散されることになって、本当に婦人会の会長というのはおびただしい数の当て職を当てられておりました。そういう中での役職の一つということでは、なかなか本来の使命は達成できないんじゃないかなと思いますので、そういう点では本当に人選をどういうふうに考えておられるのか、今現時点でもし腹案がありましたらお示し願いたいと思います。

それと、そういう点で言いますと、今回のまちづくり協議会をつくることによる効果でありますとか、2年交代というふうなことになっておるようでありましてけれども、その協議会の継続性を持たせるためにはどういうふうな配慮をされようとしているのか、そのあたりについてもお聞かせ願えたらと思います。

○議長（岡田初雄君） 企画部次長、岡崎悦也君。

○企画部次長（岡崎悦也君） まず、提言、提案に対する義務というご質問だったというふうに理解しておりますが、基本的には市政に対する提言、提案でありますので、重く受けとめ、市としては対応していこうというところでございますので、あえて条例上に規定はしてございません。

それから、人選の部分につきましては、先ほど来ご意見いただいておりますように、公募枠、この後、詳細決まりましたら、そういったことも検討させていただこうと。それから、当て職によります特定の方がたくさんの方員になられておるといふ現状も把握しております。新年度におきましては、いろんな役員さん、委員さんをお願いするわけですが、企画担当部でそういったことも名簿として管理をしながら、適切な人選を行っていきたいというふうに、あまり同じ人が多く重ならないというようなことも配慮していきたいというふうに考えております。

それから、人選の大きな考え方ですが、先ほどもお答えを申し上げましたが、地



域全体でまちづくりに取り組んでいただける方というのが大きな人選の要素になるかというふうに考えております。

それから、現状の地域協議会から引き続きというご質問だったかなというふうにも理解しておるわけですが、一定そういったことにも配慮をしながら、現状の地域協議会の委員さん方とも協議をさせていただきながら、継続性のあるということも配慮をしていきたいというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 提言について重く受けとめるということは、大変いいことだと思うんですけども、でも前回の地域協議会のときに、一番不満が出ておったのは、いろいろ提言しても結局当局はそれについて応えてくれないということだったんじゃないかなと思うんですね。だから、今回まちづくり協議会においては、その目的はあくまで自主的に解決しというふうなことが書いてありますけれども、先ほども申し上げましたように、当然その提言の中には予算措置が講じられなければ実現しないものも多々出てくると思うんですよ。そういう中で、ただ重く受けとめました、検討しました。でも、今予算の関係があってできませんでは、せっかくの提言が意味をなさないということになってしまいますので、そういうことでは、そのまちづくり協議会がまたなかなかうまく機能していかない、市に対する逆に不信感が募るような組織になってしまうというふうなことも考えますので、そういうことから地域協議会の教訓を生かすのであれば、もっとまちづくり協議会の提言について重く受けとめるということだけではなしに、きちっとその提言については実行していくというふうなことは最低限明文化されなくてもいいですけど、そういう心づもりはしっかり持っていただいた上で、この協議会の立ち上げというのは必要じゃないかなと思うんですけど、その点、市長いかがですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今のご意見、ごもっともですが、ただ、協議会から出てきたから何でもというわけにはまいりません。それには緊急性なり必要性なり、正当性、あるいは効果、そういったものも含めながら、審査をしていくと。そういう中で予算づけをしていく。このことが大事であろうというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） まず、第1点、この協議会にかかわって費用弁償とか、交通費とか、それから調査研究費等なんかの財源的な措置がどうなっているのか、お尋ねをいたします。

それと、こうした新規の条例が出されてくる場合、当然細かい規則も付随して出てくるものではなかったかなというふうに思うんですけども、先ほどの答弁等を見ますと、規則等はまだ十分煮詰められてないのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（岡田初雄君） 企画部次長、岡崎悦也君。

○企画部次長（岡崎悦也君） 具体的には費用弁償等の経費でございますが、前回の地域協議会委員さんもそうでしたように、同じくこのまちづくり協議会においても基本的には報酬は支払わないということを考えております。謝礼程度というふうに考えております。

それから、規則につきましては、このまちづくり協議会条例におきましては、基本的には条例で運用方針を定められているのかなというふうに考えております。前回の地域協議会が規則を持たなかったのと同様に、まちづくり協議会においてもこの条例で運用ができるというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） ほかに質疑はありませんか。

10番、實友 勉議員。

○10番（實友 勉君） 今、目的の中で地域の住民が身近な課題を自主的に解決というふうに書いてあります。このことにつきまして、例えば現存の自治会長会との関係等について、どういうふうに関係してくるのか、お伺いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 企画部次長、岡崎悦也君。

○企画部次長（岡崎悦也君） 地域の主体がご指摘のとおり自治会であることは十分承知をしております。ですから、自治会長会との関係と申しますか、このまちづくり協議会にも自治会のそういうまちづくりをされている方ということに参画をしていただく中で、自治会等の調整を図って、自治会自体が力のある、地域力のある、そういった自治会になる。そういったものもこのまちづくり協議会の活動の大きなねらいだろうというふうに考えています。

○議長（岡田初雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第83号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ご異議なしと認めます。

第 8 3 号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第 5 第 8 4 号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第 5、第 8 4 号議案、宍粟市消防長の任命資格に関する条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第 8 4 号議案、宍粟市消防長の任命資格に関する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

近年における自治体の消防事務の体制整備の進展等を踏まえ、平成 2 1 年 8 月の「市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める総務省令」の改正において、消防長の任命資格要件が緩和され、条例で定める職で、一定期間在職すれば、消防長の任命資格を有することとなりました。

この改正を受けまして、宍粟市としては、消防本部課長と消防署一宮分署長を消防長を補佐する職とし、その職以上にある期間が 2 年以上の場合は消防長を任命するために必要な資格を満たしているとして定めるための条例を制定しようとするものであります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第 8 4 号議案は、民生生活常任委員会に審査を付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ご異議なしと認めます。

第 8 4 号議案は、民生生活常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第 6 第 8 5 号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第 6、第 8 5 号議案、宍粟市組織条例の一部を改正する

条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

- 市長（田路 勝君） 第85号議案、宍粟市組織条例の一部を改正する条例についての説明を申し上げます。

宍粟市発足以降、組織機構につきましては、業務の集約、統合などによる効率化、簡素化を図りながらも、多種多様化する市民ニーズに対応し、身近な行政サービスを提供するため、段階的に組織を再編し、事務の効率化、経費節減を進めております。

今回の改正につきましては、企画管理部門のスリム化を図り、まちづくりや消防など市民に直結する業務を窓口部署に移行し、宍粟市独自の環境政策であるゼロエミッションやバイオマス事業をこれまで以上に進めるため、政策研究的部署として企画部において専門的に取り組むことといたしております。

さらに、市民サービスに直結する業務分野であります市民生活の安全、まちづくり施策に関する部分の窓口体制を集中・強化するため、生活環境部を市民生活部に改編するとともに、医療・健康保険につきましては、健康福祉部門と統合することにより、市民にわかりやすい組織とするものであります。

なお、今後においても、本庁と市民局のあり方、それぞれの事務分掌につきましては、市政検証検討委員会からいただいた意見等も踏まえ、宍粟市としての理想の組織のあり方を検討していく考えでございます。

以上でございます。

- 議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番、岡前治生議員。

- 14番（岡前治生君） 14番です。この条例は、総務文教常任委員会に付託されますので、一つ資料をお願いしたいと思うんですけども、新旧対照表を見ましたら、一つの項目とか二つの項目がそれぞれ移動になったりして、ほとんどの箇所が増えたり減ったりという状況があります。そういう意味では、各部局ごとの職員数というのは、その部局ごとの仕事の量、この項目のある意味多さに関係しているのかなと思いますので、改正前と改正後、この間、全体として職員数が大幅に減っておりますから、単純に見ることはできないと思いますけれども、改正前と改正

後、それぞれ部局に配属される人数はどの程度を予定されておるのか、そのあたりの資料が出てくれば、おおよそこういう改変しても人的な配置がきちっとされて、そういうふうな新しい組織の中で仕事がスムーズに進んでいけるのかなという判断を一定できるんじゃないかなと思いますので、そういうふうな資料を是非つくっていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） ご指摘の資料につきましては、今現実といたしましては、詳細、下部の方までは最終決定はいたしておりませんが、程度とおっしゃっておりますので、その程度の人数的な資料もお出しをしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） ほかに質疑はありませんか。

18番、岩薮昭美議員。

○18番（岩薮昭美君） 二、三お尋ねをいたします。

今、市長の方が業務の効率化をいうことであって、今までも組織が変えられてきたんだけど、さらにそれを企画管理部門をスリム化する、そしてあわせて窓口にてウエートを置いていくというようなことを考えたとき、こういうことを言われております。

私、この組織については、当然ながら行政当局の専権事項ではありますが、条例改正ということになるんで議会に提出されたんだと、このように思うんです。ちょっとながめると、今、企画部についてもちょっと触れられましたけども、この新旧対照表を見る限りにおいては、改正前に企画部の所管とされておったことが、民生生活部へ移っております。それから、総務部へ移ったものもございます。住民生活課の方へ移ったものもあると。こうして一見見ますと、企画部の業務の量というんですか、そういったものが減らされているなというように受けとるんですが、これは単に新旧の比較表の上だけのことなのか、実態的にそういうように組織が、機構が変わるのかと、この点が1点でございます。

それから、冒頭の市長あいさつにもありましたように、政権交代ということも一つの流れでしょうけども、政権交代があろうがなかろうが、いわゆる国の姿、自治体の姿というものを変えていこうというのは、流れがもうここ長年止めようのない事実として動いておるわけでございます。当然ながら法律とか、あるいは制度、仕組みというものが非常に目まぐるしく姿を変えておるのが現実であります。

この組織の今度の改正を見させていただくと、いわゆる宍粟市の行政組織に目を向けた内向きの施行というのは、細かく随所に目配りがなされているようですけど

も、一番大事ないわゆる分権、あるいは地方主権と言われる仕組み、制度、流れ、法律の動き、こういったものをいち早く見定めるということも当然ながら行政としては一番熱心にやっていただかなければならんと、このように思うんです。そういう観点から見ますと、一体そういう国あるいは県の法律、制度、システム、こういったものの変更に伴い、いち早く本市の行政として、どうあるべきかということをやっていかなければならない、あるいはそれを専門的に所管する部門というのは、これは要らないとは絶対言えないわけで、当然ながら法務の知見、知識といったものもほかの自治体に負けない、切磋琢磨というものがないと、本市が結果的には置いていかれる、しりから着いていくということになりかねない。こういうことを思うわけです。

そういった意味から言うと、今度の組織改革にそういった視点が欠けているんじゃないかと。そういったことをやっぱりこのそれぞれの部、あるいは部門において専らこういったことに専念する、あるいは努力をする、責任を持つという部門が明らかにされてしかるべきだと。それがどうもこの新旧対照等、あるいは事務分掌の中にない。これはどこがどう所管されるのかということについて、お尋ねをしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 企画管理部門の点がご指摘だったと思います。今回、市長が提案理由で申し上げましたように、企画部門をスリムにしたい。その底辺にはやはりスタッフとラインと分けたい。いろいろ従来ですと、企画部門がラインの部門も多少仕事を兼務をいたしておりましたので、本当にスタッフ、今ご指摘の国県等の情報を早くとって素早く企画立案をする体制になっておったのかなという考え方もありまして、このような調整の方向にいたしておるところでございます。

特に、企画部門にもご指摘のように、やはり国県の行革のあり方、あるいは重視されております危機管理能力も新たに明確に位置づけをしたいという考えを持っておるところでございます。

要するに、総じて組織の内容といたしましては、市民局を含めます地域で一生懸命頑張っておられる方に手厚い市民サービスをしたいというラインの体制をとっておるわけでございます。翻って、スタッフ部門には少数で対応できるような体制も考えておる。そういった二つの方向性があらわれているものだというふうに考えております。

いろいろこれが完璧でないということも承知をいたしておりますので、こういう

考え方、あるいはこの下には課もございますし、係もございますし、特出しの室も計画をいたしておるところでございます。所管の委員会等でご協議をいただきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（岡田初雄君） ほかに質疑はありませんか。

17番、伊藤一郎議員。

○17番（伊藤一郎君） 市長にちょっとお尋ねしたいんですけど、民主党が政権をとって、恐らく4年間はやると思いますけども、その中で民主党の柱は地域主権ですよね。恐らくこの後3年間の中で、制度が大きく変わってくると思うんですけど、これをしっかりと所管する場所はどこになるんでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、副市長からもお答えしましたが、これまで企画部が立案の部分と実施の部分、事業も持っておったと。こういうことでは今おっしゃるようなことがなかなかできにくいということで、スリム化をしながら、その中で将来構想でありますとか、そういったことを専門的にできるだけやっていく必要があるだろうということでやっておるところであります。

地域主権、地方分権からさらに進んで地方主権という言葉が使われておるわけですが、その地方主権ということになりますと、やっぱりそれぞれの市町村がしっかりしていかなきゃならない。そういうことですから、こうした企画立案部門を専門的にできるだけ今後においてやっていこうというふうな考え方のもとに、そういったことも動かしておるところでございます。

ただ、今年1年だけでなかなか人事も含めてになりますので、一遍になかなかできません。そういったことで今年なり来年も踏まえた考え方の中で、今回、特に大きなことではありませんけれども、そういった下準備も含めた組織の改革の提案をいたしておりますので、その点もご理解をいただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 17番、伊藤一郎議員。

○17番（伊藤一郎君） ほなら国からの情報として発信される地域主権については、企画部に相談したらいいということですか。それで了解していただけるかどうか、お願いします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） そういうことでございます。細かにはそれぞれの部署で対応しますが、全般的にはそういうことでございます。

○議長（岡田初雄君） ほかに質疑。

6番、岡崎久和議員。

○6番（岡崎久和君） 宍粟市が発足して福祉部から生活環境部、それから健康福祉部に分かれて、今回また生活環境部から市民生活部になったわけなんですけど、この部分いうたら、本当に国も大変法律が変わったりして煩雑になり、そして複雑になっております。そういう中でこの市民生活部の2番の消費者生活相談に関すること、これは昨年でしたか、消費者庁ができて、それに伴ってこれが市としても置かなだめだということやっておられると思うんですけど、今までそういう要するに消費者の苦情とか、そういうなんは市として受けておられたのかどうか。そしてまた、今回、この今言いましたような、2番に書いていますように、消費者生活相談に関することということで、どういう対応の仕方をされるのか、そこをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 生活環境部長、大谷司郎君。

○生活環境部長（大谷司郎君） 今までは、そのことに関しまして県の施設、生活科学センターというのが市民の方にございまして、そちらの方が一番の窓口というところでやっていたものが、今、議員もおっしゃったような情勢の変化の中で、市の方でその責任を持っていくということに変わってきておりますので、この22年度以降につきましても、市の方でそういう相談業務を受けていく体制をとっていくということで、24年以降についてはもうそれまでの準備をした上で、市の方へその業務については受けていくというふうな状況が変わってきておりますので、22年度はそんな段階で相談員の配置であるとか、そういう部署を市民生活部となります、そこで受け持つという状況でスタートするようなところであります。

○議長（岡田初雄君） 6番、岡崎久和議員。

○6番（岡崎久和君） それはわかったわけなんですけど、要するに、専門的な知識いうんですか、それが必要になってくるし、本当に昨今、詐欺事件とか、それから訪問販売とかでお年寄りが被害に遭われて大変な状況になっていきますから、そこらのとこをしっかりと担当者を決めて取り組んでもらいたいと思うんですけど、いかがですか。

○議長（岡田初雄君） 生活環境部長、大谷司郎君。

○生活環境部長（大谷司郎君） おっしゃるとおりでありまして、悪徳商法であるとか、そういうところの対応ということになりますと、法律的にもいろいろ専門的なことも必要でありますので、そういう一定専門知識を持った人を専門員として置いていきたいなということ、それにプラスまた全国的にもネットワークも入ってきた



りしますので、それらのものも活用しながら、そういう消費者生活の相談窓口を充実をしていきたいというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） 出されております部の所管の関係で、工事検査に関するところが総務部から土木部になるような説明がなされております。工事検査ですから、総務部で契約に関することと一緒に引き続きやっていった方がいいのではないかなど。土木関係も自らのポジションの工事検査をするということもどうなのかなというふうに思いますので、その点でひとつこの説明をお願いいたします。

それと、あくまでも部に関して条例提案がなされております。私どもは課まで含めて条例が出てくるべきじゃないかなという意見を持っておりますけども、先ほども質疑が出されておりましたけども、この部の再編に伴ってどのような課とか係を設置されようとしているのかをお尋ねいたします。

それと、特に市民局ですね、権限の強化ということでいろいろ検証されているということをお聞きしておりますけども、市民局についてもまちづくり推進課があり、その中でまちづくり推進係と市民係となかなか我々でもピンとこんな係になっておりますので、そうした市民局も含めてどういう課とか係をこの部の再編に伴って置かれようとしているのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、山根議員から出ておりました検査契約の関係ですが、これは私もご指摘を受けるであろうなということはあったわけではありますが、ちょうどまだ災害、細かなものがたくさんございます。そういったことで、技術的な職員の不足を来しております。そういったことで、1年間限定でもってこういったことでお許しをいただきたいなど。本来から言えば、今おっしゃるように分けるというのが当然であることは、そのとおりだと思っておりますが、とりあえずそういった工事箇所というものがたくさんございますので、1年間ということで、ご理解をいただきたいと思っております。あとのことについては、それぞれ担当から申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 課の組織機構でございますけれども、議会に議決いただくのは部までと承知をいたしております。委員会等でこの後審議をいただく中では考え方についてもご報告をいたしたいというふうに考えております。

市民局の体制につきましても、同じ扱いをお願いをしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第85号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ご異議なしと認めます。

第85号議案は総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

○議長(岡田初雄君) ここで暫時休憩いたします。

午前10時40分まで休憩いたします。

午前10時17分休憩

---

午前10時40分再開

○議長(岡田初雄君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第7 第86号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第7、第86号議案、宍粟市移動通信用施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) 第86号議案、宍粟市移動通信用施設条例の一部を改正する条例につきまして、説明を申し上げます。

平成17年度より、宍粟市内における携帯電話の不通話地区解消を目的として、国庫補助及び県補助を受けて移動通信用鉄塔施設整備事業に取り組んでおります。

今年度におきまして、山崎町小茅野地区、波賀町音水地区の携帯電話通信用鉄塔施設の整備が完了いたします。宍粟市の移動通信用施設条例による適切な管理、運営を図るため、当該施設を加える改正を行うものであります。

以上でございます。

○議長(岡田初雄君) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第86号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ご異議なしと認めます。

第86号議案は総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第8 第87号議案～第89号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第8、第87号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから第89号議案、宍粟市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第87号議案から第89号議案までの3議案について、一括して説明を申し上げます。

現行の常勤の特別職の給料及び市議会議員の報酬につきましては、特別報酬等審議会の答申に基づき、平成17年10月に改定されたものであります。

現在の特別職の給料額等は、改定後4年が経過し、当市を取り巻く社会情勢等も変化していることから、特別職の給料等について、当該審議会に昨年11月20日に諮問をいたしました。審議会におきまして、諮問に対し慎重に審議された結果、去る1月29日に答申をいただきましたので、この答申に基づき、今回、それぞれの条例を改正しようとするものであります。

答申の内容につきましては、市長をはじめとする特別職及び市議会議員とも、その職責から一定の給料等の水準を保持しなければならないとの位置づけをしながらも、最近の県内各市の改定状況が、現下の厳しい経済状況から減額改定していること、さらには、台風9号災害の復旧に伴う今後の市財政への影響、昨今の地域経済情勢の悪化や合併調整等に伴う市民負担の増大などによる市民感情等に配慮した結果、現行の給料月額の基本額から一定額等を削減するとの判断の答申がなされております。

以下、この答申内容を基本とした議案の概要について、個別にご説明を申し上げ

ます。

最初に、第87号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましても、審議会の答申どおり、現行の報酬月額から概ね3%を一律に減額いたしまして、議長は46万2,000円を44万8,000円に、副議長は38万2,000円を37万円に、常任委員長及び議会運営委員長は36万7,000円を35万6,000円に、議員は35万7,000円を34万6,000円に改定しようとするものであります。

次に、第88号議案、宍粟市特別職の職員で常勤のものものの給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましても、審議会の答申どおり、現行の給料月額を、市長につきましてもは94万円を88万円に、副市長は76万円を71万2,000円に改定しようとするものであります。

さらに、市長及び副市長の給料月額につきましてもは、当時の財政事情などから平成18年4月分から特例的に一定率の減額措置を行っていますが、市長等の給料は職務・職責に応じて支給されるべきものであり、また支給する給料月額を市民にわかりやすいものにする必要があるとの審議会の答申に基づき、本特例措置を廃止しようとするものであります。

最後に、第89号議案、宍粟市教育委員会教育長の給料及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例につきましても、審議会の答申どおり、給料月額を現行の68万5,000円から63万8,000円に改定し、特例措置についても廃止しようとするものであります。

なお、いずれの議案につきましても、平成22年4月1日より適用することといたしております。

以上、給料等の改正3議案について、概要説明を申し上げましたので、よろしくお願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。これも私の所属委員会に付託されますので、資料の要求だけしておきたいと思うんですけども、報酬審議会に提出されておる資料は全部今日協議会の席上でいただきました。それで一つお願いしたいのは、審議会の会議録ですね、具体的にどのような内容で各委員の方が発言されて、その結果、

こういうふうな答申になったのかということが会議録を見れば明らかであると思いますので、その点提出をお願いしたいと思います。

それと、議員報酬もそうですけども、市長等の特別職の報酬もこの資料を見てみる限りにおいては、あくまで1カ月当たり何ぼということで比較がされておるんですけども、いわゆる期末手当については、各自治体ごと、特に所管事務調査なんかで他府県で行って見ますと、かなり低い支給率のところもございます。そういうことで兵庫県内は大体横並びしているのかなと思うんですけども、一つは年収でそれぞれの給与がどのぐらいになっておるのかという比較も大事やと思いますし、また、議員の報酬の場合、特別職の方も同じだと思うんですけども、いわゆる議員共済費とかいうふうな格好で大変大きな金額が天引きされて、それで実際にそれから源泉徴収が引かれてというふうなことで、実際の手取額というのも大幅に一般の方が思われている金額とは大きな乖離があるんじゃないかなというふうに思いますし、そのあたりの比較も大事なんじゃないかなと。

それとあわせて、この資料の中にもありますけれども、比較にされておる自治体の地方議会の中で、政務調査費が支給されてない市議会が3議会、そのうちの1議会に宍粟市も入っております。そういうことで言いますと、政務調査費も含めていわゆる年額議員1人を維持していくためにかかっておる経費というふうな比較も大切ではないかなというふうに思いますので、そういう点で答申、審議会に提出された資料とは別に、また違った見方で市民の方々にも提供していく必要があるんじゃないかなと思いますので、明日の委員会に、是非間に合わせていただけたらと思いますけれども、そういうふうな資料の提出が可能かどうか、そのあたりのところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） まず最初に、会議録の公開でございますが、これについては非開示文書とはいたしておりません。ただ固有名詞、いわゆる個人情報保護に関する部分については慎重を期したいと思いますので、議長と相談の上、提出をしたいと思います。

また、その他の比較でございますが、年収比較等、議員さんの期末手当等、これ異なる部分がございます。県内でも違う団体が二、三ありますが、ほとんどは同じでございますので、この点については1カ月当たりの比較が年収比較になるのかなというふうに思います。

それから、天引き等の関係での本当の手取額、これにつきましては、他市町にお

いてもそれぞれ事情がございまして、一概に比較することは困難であろうと思っております。この比較表については私ども手に持っておりませんし、非常に提出することは困難であろうと思います。

それから、最後に、政務調査費の関係でございしますが、特別職の報酬と政務調査費、これは全く別のものであるということの説明もいたしております。ただ、比較自体はできるかもしれませんが、これは少し時間をいただければ、調査は不可能ではございません。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 私自身は一般の市民の方の構成による答申という内容については十分尊重していかなければならないというふうに思っております。ですけれども、ここに提出されておる資料の中では、なかなか特に議員に対してのいろいろな意見が掲載もされておるんですけども、議員報酬について本来の実質的な姿を見ていただく必要があるんじゃないかなということで、それで一つは先ほど言いました手取りの比較についてはよろしいですけども、年収の比較ができる資料、そして1人当たりの議員にかかる経費という意味で、市が負担されておる議員共済費の一部も含めてもらっても結構でありますけれども、政務調査費も含めて1人当たりの議員にどの程度の予算がかかっておるのか、費用がかかっておるのか。当然、部長おっしゃるように報酬と政務調査費とは全く別物でありますけれども、経費がかかっておるといふ部分では、1人当たりの議員の比較というのは十分できますことでもありますし、また、そういう観点からも比較していく必要が十分あると思いますので、その資料を是非、できれば明日の委員会に提出していただければ審議がスムーズに済むかなというふうに思いますので、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 先ほど申しましたように、可能なものについては提出することを議長と協議したいと思っております。ただ、先ほど最後に申されてました分についての明日の提出というのは非常に時間的に無理があるのかなと思っております。

○議長（岡田初雄君） ほかに質疑はありませんか。

18番、岩路昭美議員。

○18番（岩路昭美君） 1回目の質疑を行います。今、この特別職の報酬審議会への諮問、あるいは答申ということについて、その結果を踏まえた提案であるということをも市長が申されました。その中で一つの昨今の社会情勢、特に経済状況、民間

との給与の格差、こういったものがあると。そういったことを住民感情にも配慮して、議員報酬については一律3%の減額と、こういうことになったと、こうおっしゃっています。一つの流れであり、そういうものなのかなあというように思います。

しかし、問題は、今、岡前議員の方からも話ありましたが、やはり議会あるいは議員に係る経費というものは一体どれぐらいなんだということを知りたいというのは、これは当然主権者、住民の当然の要望であります。そういったところにいろんな角度から本市における議員のコストはこうなんだということを知りやすくしていくというのは、これは非常に大事なことでございますので、時間のあるなしにかかわらず、当然そういう措置をされるのが執行当局としての当然の説明責任であろうと、こういう観点から二、三質問をしたいと、こういうように思います。

まず1点は、報酬審議会というのは、特別職の報酬を改定しようと考えたときに、そのときに特別職の給与の審査をする、委員会をつくるという条例に基づいて特別職の報酬審議会が設置されたと、こういうことは明らかであります。

そうした中で、一体、当局が決めて議会が議決して、いわゆる市長や議員の報酬をお手盛りをしてはいけませんよという考え方が報酬審議会設置の背景にあるわけです。当然ながら増額するにしろ、減額するにしろ、審議会を設ける以上は、こういう方向で現在のこういう報酬をこういうようにしたいという諮問案がその審議会に出されて当然であります。それが今回の場合は、諮問すべき額が諮問されなかった。当て任せで放り投げて、それに対して審議会の方から答申が出たから、それに基づいて議案に上げたんだと。これはいかにももっともらしい話ですが、非常にそこには主体性ある市の常勤特別職あるいは議員に対する報酬はこうあるべきだという理念、思想がない。これは大変、田路市長らしからぬ諮問の仕方かなと、こういうように思います。この点がなぜそういうことになったか。

それから、もう1点は今朝、前回の全員協議会で議長を通じて請求していただきました報酬審議会に出された資料の抜粋というのが手元に渡れました。それを十分に理解するいとまもなく、この席に立っておるわけですが、その中でこの資料をパラパラとめくりまして、非常に不可解だなあと思いますのは、要するに宍粟市の特別職、あるいは議員の報酬のレベルはどのあたりにあるんだということ客観的に見るために、総務省では人口とか、あるいは産業構造を同じくするものの団体を取りまとめている。

釈迦に説法ですけど、類似団体です。我が宍粟市はその類似団体の中に、1-0というところに87自治体が入っています。そして、その結果、数値を押さえるに

必要なために全国統一の財政の数値があらわれてあるのが決算カードであります。決算カードは残念ながら今総務省が公表しているのは平成19年ということでございますので、直近のその決算カードを活用して私自身が試算をさせていただきました。その中でも4万から4万9,000という本市の人口構造に多分合致するという団体が本市を含めて32市あります。その中で残念ながら名前挙げて悪いんですけど、鹿児島県の南九州市というところの決算書に特別職の決算数値が出てございませんで、それを除く31市、それを私なりに分析をしますと、改定、これまだ議決されてませんから、現行の給与ということになりますと、どういうレベルになるのかなということになりますと、一番関係するところだけ申し上げますと、財務諸表なんかの比較はなかなか分析大変ですから、まず放っておきまして、単純平均しますと、どういうことになるかと。

職員数は、この類似市の4万から4万9,000の団体の中では14.35%多い。職員の多い順位からいくと11番目であります。それから、その職員の平均給与月額はどうかということになりますと、これも1.62%上位にありまして、順位から言いますと11番目に当たります。それで非常に驚くことは、市長報酬、これ現在88万円ということなんですかね。88万円にするということなんですよ。94万円現行法規だったら、この類似団体の中でナンバー2、銀メダルであります。88万円ということに改定されても、なおかつ上位から4番目にランクをされます。さらにまた副市長はどうかということですが、副市長というのは非常に類似団体の中では低い報酬が決められておりまして、あらわれてまして、72万円という水準で見ても上位から3番目でございます。議長はといいますと、これは46万2,000円という現行でございますと、31市中上位から4番目に高い。議員はということになりますと、平均が32万3,900円、これは当然政務調査費なんて含まれていませんが、これでもやっぱり35万7,000円にという現在の議員のレベルは10.2%上回っていると。そして、ランクから言うと8番目だということで、いい面も悪い面もかなりいいところにあるということが言える。

こういったことをなぜ皆さん方は類似団体の決算という数値を押さえて資料化されなかったのか。何で都合のいいときだけ近隣の兵庫県下だとか、この近隣だとかというような言い方で済まされるのかと。住民から見たら、なるほど隣の佐用だ、たつのだ、やれ加西だ、相生だというのが身近に感じるかわかりませんが、やはりこういう特別職の給与、あるいは特に議員、市長の給与はどうあるべきかということは、多分にそういったところを踏まえながら、本市における議会、議員のコ



ストはこうなんだということを理解していただくということが非常に大事だろうと。これは当局だけでなく、議会も当然それをやるべきことなんです。そういった意味から申しますと、質疑としては、なぜこういう精緻な客観的な数値があらわされているか。宍粟市が属している類似団体の87団体を精細に分析すれば、もっと違う数値が恐らく出るだろうと。そういったことを我々も認識すべきだし、皆さん方も市民に対して篤と説明なさる必要がある。

今度、88万円に改定を仮に議案として出ましたから、多数決で通ったとしても依然として、この財政状況の厳しい宍粟市において、87市の中の上位から3番目だ4番目だという数値を住民感情として本当に提案理由に当たるかと。なかなか当たりにくいんじゃないでしょうか。この起債残高の320億という数字ですけど、一般会計なんですけど、これでも87団体調べましたら、上から8番目でございます。こういったことをきっちり情報公開と言われるなら、精緻になさって、報酬審議会の皆さん方にもよく理解をしていただいて、そして、説明責任を果たして答申を得るべきであるところのように私は思います。そういう意味で、なぜこの客観的な数値として出ている類型団体1-0という87団体の資料を中心に諮問され、答申が受けられなかったか、ここの点をまずお尋ねをしたい。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 私の方から、諮問のあり方についてご答弁申し上げたいと思います。

私ども、議員ご指摘のように、どういう形で諮問をすべきかということをしていろいろ議論いたしました。結果的には、白紙の諮問をしようという結果になっております。その理由につきましては、1番に、市民の感覚で答申をいただきたいということが基本にございました。特に、今申し上げましたように、白紙の段階での審議を重んじたい。しかし、資料につきましては後段いろいろご指摘いただきましたけれども、できる限りの資料を提出したい。それから、もう一つは、4年間の報酬改訂のブランクがございましたので、そういうことも含めまして、真摯な審議会の意見をお聞きをしたいという結果に至りまして、白紙で諮問をいたしたところでございます。諮問の仕方につきましては、いろいろご意見があるということも承知をいたしておりますけれども、そういった事情で白紙諮問という結果になっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。内容のことにつきましては、担当部長からご説明を申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 客観的な資料の提供についてご説明申し上げます。

ご指摘のとおり、全国的なベースでの類似団体、これはもうおっしゃるとおりでございます。しかしながら、ご意見の中にありましたように、非常にデータが古うございます。かなり、2年以上遅れた集計しかできません。したがって、どの数値が客観的で、反映でき得る資料が望ましいかということは検討いたしました結果、県下の類似団体、いわゆる加西市さんとか、そういった類似団体、これのくらいの比較がいいのではなかろうかと。それから、全国ベースで申し上げますと、極端な例でございますが、日当制の報酬を定めているところもでございます。そういった特別なものは、やはり除外すべきであろうということで、審議に最も公平、かつ適正に審議してもらえる状況のデータを提出すべきであろうということで、お手元に出しております人口規模、財政的なもの、それとやはり近隣というようなことも非常に重要であるということを目に提出したものでございます。

ただ、その資料しかだめだということではございません。委員さん方、非常に見識をお持ちの方ばかりでしたので、いろんな方面からの資料の提供の要求がございました。その中では、ただいまご指摘があったような全国の状況までは及ばなかったというのが、現時点で出していない状況でございます。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩薨昭美議員。

○18番（岩薨昭美君） 時間がなかったんで、そこまで資料の準備ができなかった。それは都合のいい言い方で、不完全な、あるいは十分に検討する余地のない、あるいは分析する価値のある資料を提供されずに、報酬審議会に臨まれる市民の皆さんの気持ちを皆さん考えられたことございます。あなた方がそういうように決めتانですよということになるわけです。これを称して俗に言う隠れみのということになるんですね。

今、総務部長が、全国のそういう資料をやるのが準備ができなかったんで、県下の類似団体を選んだと。県下の類似団体と言ったら加西と篠山しかないじゃないですか。篠山と加西というのは、一般住民感情からのレベルから言うと、非常に特異な審議かなあということになるんですね。それでもって、ちゃんと精緻な数値があるのを、数値と言ったって、これ20年度決算ぐらいでしょう。21年やれるわけがないんだから。22年度というのは、今始まったばかりですから、これまたやれない。流動的だ。そうすると20年度決算、この87団体の20年度決算、個別に聞き取りした、あるいは決算カードを手元に寄せたって、そんな時間、手間暇かかりませんよね。そこへもってきて、じゃあほくほくの新しい、取れ立ての直近の

情報に基づいて料理したということなんでしょうが、市民の報酬改定委員になられた方、本当にそうだったのかなというように、私は大変心配になってきます。

結果的に、今ここに具体的な案として改定案が出ているわけですから、これが可決か否決かということについては、まだ時を待たないけませんし、委員会審査も当然あるでありましょう。結果として出たときに、いわゆる市民感情を配慮して厳格な流れの中に乗ったとは言いながらも、市長、副市長、あるいは議長、我々議員というものの報酬が表に出たとき、減らしましたって言ってるけど、十分だという納得は得られるかと。住民のそういう批判が生じたときに、皆さん方自信を持ってそれを説明なされることができるのか。まさか、私どもが決めた額じゃございません、皆さん方の代表の報酬審議会が決めてくれたことですから、これはどうにもならなかったんですなんていうようなことにはならないんですね。

だから、これは情報公開とか、説明責任ということにおいて、我々は報酬は下げられたからどうこう言ってるわけではない。筋論として、こういうような形で特別職の報酬は決められる、定められるという一連の流れについて大変納得がいかないということですから、あえてなぜなのか、時間がなかったんですかって。本当に生の、ほかほかの各自治体の動きが捉えられなければ、こういうことにならなかったのかということについて、再度皆さん方の考えをお聞かせください。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 資料調査については、時間だけの問題ではございません。先ほど申し上げましたように、全国の類似団体、これを比較いたしますと、非常に兵庫県の場合は鹿児島とか北海道とか東北に次いで高いという認識はいたしております。したがって、それぞれの地域で特別な要素があって、いろいろな定め方をされておりますので、事務段階での最終の資料の提供としては、やはり公平、さっき言いましたように適切な判断を願うのに、参考資料としては適切ではないのではないかとということで、当初から提出はいたしておりません。

ただ、委員さん方からそういうようなことの参考の資料、こういった提示もあれば当然調べるわけですが、経過の中ではやはり県内を中心とした人口規模、それと合併の有無、それから財政的な標準財政規模、こういった大きな観点から論議するのが望ましいという判断の中で、審議をしていただいたというふうに認識をいたしております。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩薮昭美議員。

○18番（岩薮昭美君） 僕が聞いているのはね、結果として今から決めようとするこ

とが決まったとしたときに、皆さん住民に納得できるような説明をされる自信がありますかということを行っている。私は心配だから言っておるんよね。どっかのせいになればね、それで済むかしれませんが、それは済まんでしょう。本当にそれ説明できるのかという点を大変懸念しますからお尋ねしている。全国レベルでいうと、いろんなばらつきがあって鹿児島や北海道いろいろあるからとおっしゃるけど、職員の平均給与というのはね、宍粟市の決算ではね、33万1,800円ですよ。この団体見ますと32万6,500円なんです。確かに宍粟市若干高い、高いけどそれは1.62%なんです。ところが特別職に関しては、市長、助役になったら10%超だし、議員につきましてもやっぱりそういった傾向が出てるんですよ。これはなかなかそういう都合のいいところだけ、賃金の兵庫県下近回りということで、なかなか済まないでしょう。だから、本当に説明責任果たせますかという1点についてお尋ねしてるんです。これはやっぱり市長がお答えなるべきじゃないですかね。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 審議会の委員さんそれぞれ識見を持たれている方でもございますし、私も信頼をして答申を受けたわけでありまして、したがって、今そういう質疑が出たときに自信を持って答えられるかということではありますが、当然答えられるところでございます。

○議長（岡田初雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております第87号議案から第89号議案までの3議案は総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ご異議なしと認めます。

第87号議案から第89号議案までの3議案は総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第9 第90号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第9、第90号議案、宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、第91号議案、宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を

改正する条例についてまでの２議案を一括議案といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

- 市長（田路 勝君） 第９０号議案、宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、及び第９１号議案、宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に、第９０号議案につきましては、国においては、労働基準法の改正を踏まえ平成２１年の人事院勧告により、１カ月６０時間を超える部分の時間外勤務手当について、支給割合を１００分の１５０、深夜時間は１００分の１７５に引き上げる法改正が行われ、平成２２年４月に施行されることとなっております。

これにあわせまして、６０時間を超える時間外勤務手当の支給割合のうち、１００分の２５、１００分の１５の割増分を支給せず、当該割り増しの割合に応じて、１日または４時間を単位とした代休措置とすることができ得ることになりました。

市としましても、労働基準法との整合性、国の制度準拠の考え方から同内容の整備をたく、条例改正をするものであります。

なお、市におきましては、かねてより、時間外勤務の縮減を図っているところであり、制度が変わったことによる単純な行政コストの増加を招かないよう、今後におきましても、一層、業務の改善、効率化、職員一丸となった協力体制のもと、時間外勤務の縮減を図るとともに、職員の健康管理に努めたいと考えております。

次に、第９１号議案につきましては、特殊勤務手当につきましては、国の通知による集中改革プランなどにおいて、その金額や支給方法を総点検することとされており、当市におきましても、行政改革大綱に基づき、特殊勤務手当の総点検を実施し、廃止及び減額を順次進めているところであります。今回の改正につきましては、公立宍粟総合病院に勤務する技師、薬剤師、栄養士などを除く職員に一律に支給されております病院勤務危険手当については、国の資料において、企業職員を対象とする企業手当については給料で措置されるべきものと位置づけられていることから、当市としても同様の整理をし、廃止しようとするものであります。

また、特殊勤務手当の日額化が求められている中、検査技師に支給される病理細菌検査手当については、月額で一律に支給するものではなく、実績に応じた手当となるよう日額に改正するとともに、名称等を整理するものであります。

あわせて、追加しております緊急診療従事手当につきましては、管理職である医

師が、夜間等の勤務時間外に緊急に診療業務に従事した場合の手当を特殊勤務手当として位置づけをし、過酷な勤務状況に対してその対価を補おうとするものであります。

以上、2議案につきまして、一括の説明をいたしました。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。これも私の所属委員会に付託されるんですけども、特に市長のお考えをお聞きしておきたいと思いますので、あえて質問させていただきますが、今回の時間外勤務の代休制度ということでもありますけども、この制度は一見いいような制度にも見えるんですけども、運用いかんによっては特に忙しい時だけ目いっぱい残業をさせて、そして、暇になったらそのときにまとめてその代休を取って休んでもらう、こういうふうな運用がされると、この時間外勤務代休制度の本来の趣旨というのは生かされないと思うんですけども、そういう部分では上司の運用の仕方というのが大変重要になってくると思うんですけども、この代休制度の運用基準というのは決められておるのかどうか、その点お聞かせください。

それと、実際にこういうふうな代休制度がもしあったとしても、実際には年次有給休暇の取得との関係もあると思うんですね。そういう意味では、今、宍粟市職員の各部局ごとの年次有給休暇の取得率というのは、どういうふうになっておるのか、年次有給休暇もまともに取得できないのに、こういう代休制度のみが運用されたとしても、本当に職員の健康とか、精神面も含めて守ることができるのかどうか、そのあたり年次有給休暇の取得状況がわかる資料も含めて、一度出していただけたらなというふうに思います。

それと、条例上は60時間を超える部分について割り増しを支給するというふうにありますけれども、60時間の残業時間というのは、土日休みですから月20日の勤務に直してみても、1日3時間毎日20日働いて60時間というふうな勤務状況になるわけですね。ですから、相当ハードな残業をこなした上でやっと割り増しがつくというふうなことが、今回の改定で。それで、本来の目的としては、そういう割増賃金を支払わなくていいように残業をさせないというふうなことが、本来目

的にはあるんじゃないかなというへふうには僕は思ってるんですけども、でも通常毎日3時間の残業の上にあえて割り増し賃金を支払うというのは、あまりにも制度の上ではどうなんかな、人事院の勧告で一つの前向きの制度ではあるんですけども、でも、職員の健康とかいうふうなことを考えた場合には、実態には即してないんじゃないかなというふうに思うんですけども、そのあたり市長としてはどういうふうにご考慮されるのかお聞かせ願いたいと思います。

それと、特殊勤務手当の関係で、緊急診療従事手当というのが今回創設されておるんですけども、これについては、いわゆる医師の通常の時間外手当の上に上乘せになる措置としてこの手当が出るものなのかどうか。それと2009年度の実績をもとに試算すれば、どの程度の病院としての負担増となるのか。

そして、3点目には市長は過酷な業務に対する対応やというふうに言われたんですけども、この制度ができたことによって、手当があるから出てくれというふうなことで、あえて今の激務を助長するような、そういうふうな体制になることはないのかどうかですね。当然、緊急医療ですから、出てもらわなくては困るんですけども、従来こういう制度ができたから、あえて受け入れをするというふうなことにはならないのか、なるのか、そのあたりどういうふうな運用がされるのか、現場の判断にもよると思いますけれども、そのあたりどういうふうにご考慮されるのか。

それと、今回は1時間未満、1時間以上というふうなことで運用がされておりますけれども、1時間未満の場合はどういうふうな運用がされるのか、医師が実際にそこに出て医療行為を行うことは同じなわけで、それが1時間か1時間未満かでそういうふうな手当が出る出ないは、あまりにも大きな差があるんじゃないかなと思いますので、そのあたりお聞かせ願えたらと思います。

それと、私も総合病院の医師の方が実際どこに住んでおられるかということは、把握してないんですけども、こういうふうな緊急に出勤しなければならないというふうな場合に、当然、家を出てから病院に到着するまでの時間、いわゆる通勤時間もその対象に入るべきじゃないかなというふうに思うわけですが、そのあたりの判断はどのようになるのか、総合病院のことなのであえてお聞きしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 宍粟市職員の関係でございますが、これについては、今申し上げましたように、労働基準法の改正でございます。運用の面につきましては、もう既に職員組合とも協議をいたしておりますが、無理にということはいたしており

ません。これは任意による希望ということでもって対応するということにいたしておきます。あとの細かい点につきましては、担当の方から申し上げます。

それから、公立病院の関係でございますが、これがついたから強制的にということでなしに、これまでもそういった場合には、積極的に医師の先生方には手術等いろいろ出てきてもらっておるわけでありまして、そういうことで、これによって強制してというようなことはないというふうに思っております。詳細については、病院の方からお答えを申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 休日の関係でございますが、目的は市長が申されたとおり、企業いわゆる公共団体も含めまして、過酷な労働の抑制をするという作業が目的でございます。そういった意味では、60時間を超えるような労働の命令出すこと自体、これを慎むべきであろうというのが趣旨でありまして、もしもそういうのを実施をした場合は、市長が申されましたように、具体的な運用としては希望、これは当然取るべきでございますので、尊重したいと思っております。

なお、一度に従事させておいてと、他の日ということについては代休の趣旨自体がその週、または特別な事情がある場合には次の週という規定がございますので、まとめ取りというようなことについてはできない制度になっております。

それと、年休の状況でございますが、これについては各部局の状況を取りまとめて、議長と相談の上、提出したいというふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） 総合病院事務部長、大久保正孝君。

○総合病院事務部長（大久保正孝君） 緊急診療従事手当の件でございますけれども、時間外の上に上乘せするのかということでございますが、管理職でない医師につきましては、時間外手当が支給をされますので、ここで今までどおり支給をすることでございます。ただ、管理職の医師につきましては、時間外手当が支給されませんが、管理職である反面、一医師として勤務しておりますので、自分で自分の勤務時間を調整するということは非常に困難でございます。特に、救急対応、それから時間外手術につきましては、こういう形で対応させていただきたいというふうに思っております。ですので、この緊急診療従事手当は管理職のみ対象ということになります。

それから、職員の勤務が過重になることはないのかということでございますけれども、これは市長も申し上げましたとおり、お金が出るからやっていただくということじゃありませんで、これは医師としての使命感、また地域医療の確保というこ



とで従来もやっていただいております。それに見合ったものを病院としては支給をしたいということでございます。

それから、1時間未満の取り扱いの件でございますけれども、これは月の総勤務時間を集計いたしまして、その備考の7番に書いてあるような取り扱いということできさせていただこうというふうに考えております。

それから、通勤時間の件でございますが、基本的に病院の時間外の対応というのは自宅から出てきておってはず対応できないということになりますので、緊急対応していただく先生につきましては、基本的には病院の官舎、または病院の周辺に住んでいただいておりますので、事態が発生すれば、ほとんどの場合一、二分以内で来れるというような状況になっております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第90号議案から第91号議案までの2議案は総務文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ご異議なしと認めます。

第90号議案から第91号議案までの2議案は総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第10 第92号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第10、第92号議案、宍粟市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第92号議案、宍粟市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

福祉医療のうち、重度障害者医療及び乳幼児等医療の所得制限の判定は、各種控除前の市町村民税所得割税額が23万5,000円未満となっております。今回、地方税法の改正によりまして、所得税から控除しきれない住宅ローン控除額を住民税

からも控除できるよう住宅借入金等特別税額の控除が創設されました。この改正を受けまして、当該福祉医療に係る市町村民税所得割税額の所得制限を判定する場合には、従来からの控除前の額で判定しておりましたので、今回創設されました住宅借入金等特別税額控除についても、同様の取り扱いをしようとする改正を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第92号議案は、民生生活常任委員会に審査を付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ご異議なしと認めます。

第92号議案は民生生活常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第11 第93号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第11、第93号議案、宍粟市起業家支援条例の一部を改正する条例についてから、第94号議案、宍粟市産業立地促進条例の一部を改正する条例についてまでの2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第93号議案、宍粟市起業家支援条例の一部を改正する条例、及び第94号議案、宍粟市産業立地促進条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

最初に、第93号議案でございますが、新たな事業の展開による地域経済の活性化と雇用機会の増大を目的として、宍粟市の重要な施策として推進しております。現行の制度は、既存事業者との競合を考慮し、特色ある事業の展開に対して助成措置を講ずることとしておりましたが、市内では多用な事業活動が行われており、特色ある事業に該当する起業が少なく、また、経済活動の低迷も相まって新たな事業

展開がなく、近年は制度の活用が十分とは言えない状況であります。

そこで、地域経済の活性化または少子化対策、若者定住促進のためには時流に合致した本制度の改正が必要であると考え、今回、本制度の対象事業について新規起業に加え、既存事業者の第二創業や転業も対象にするとともに、対象の条件も特色ある事業から経営革新計画の計画樹立者、国県の創業・起業にかかる融資制度利用者、市、商工会等が実施する起業に関する研修会等の修了者に改正し、支援策についても固定資産税相当額の助成に加え、雇用助成制度の拡充、U I J ターン起業家への助成措置などを追加改正するとし、地域経済の活性化と雇用の場の拡大、及び若者定住による少子化対策を図ろうとするものであります。

次に、第94号議案につきましては、一昨年来の経済活動の減速、低迷により、企業等の設備投資や雇用の促進が進んでいない状況にあります。については、本市の定住促進と雇用機会の増大を図り、市民生活の安定を目指すため、企業等の設備投資や新たな工場等の設置に関しまして、助成措置を充実させる改正をしようとするものであります。

具体的な内容としましては、企業等の設備投資を助長し、地域経済の活性化と雇用の安定を図るための支援策として、対象業種の範囲を拡大し、経済活動が安定するまでの一定期間を目途に、固定資産税相当額の助成期間の延長と、正規従業員雇用にかかる助成金の増額を図るとともに、工場の新設等に対しては、法人市民税相当額を助成する規定を新たに創設しようとするものであります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。今回のこの2議案を全体通してなんですけども、新旧でそれぞれ助成額が減ったり増えたりとかいうふうな部分で、条文を読む限りにおいては、全体として助成が充実されておるのか、助成額が増えるのか減るのか、そのあたりのところが大変わかりにくいところでもありますので、できれば幾つかのモデルケースを示していただいて、このような条件で起業した場合には、補助金がどういうふうになるのか。新旧で増えるのか減るのか。そしてまた、起業立地促進条例の関係で言うと、新旧でどうなるのか、そういうふうなところを是非わかりやすく示していただきたいと思うんですけど、そのあたりいかがでしょうか。

それと、起業家の93号の関係で、若干気になったところは、1つは、新規常用雇用者というふうな定義の中で、現行条例では社会保険の被保険者という言葉が入っておるんですけども、改正案では社会保険の被保険者という言葉が削られております。これはなぜあえて取り上げるかと言いますと、最近、非正規雇用ということが大変問題になっておって、いわゆる、こういうふうな市行政側が支援して補助金を受けた業者が会社を設立して、いわゆる従業員を募集しても、派遣職員であるとかを大部分採用するふうなことが横行していることが、今問題になっております。そういう部分で言いますと、社会保険の加入というのは、ある意味、不安定雇用といえますか、非正規雇用、正社員になるかどうかの判断においても大変重要な項目だと思うんですね。そういう意味で、うがった見方をすれば、非正規雇用、不安定雇用を助長するようなふうにも、私は今回の改正で見て取れるんですけども、そういうふうな内容ではないのかどうか、その点説明をしていただけたらと思います。

それと、前回このように起業立地促進条例とか2つの条例が制定されたりとか、改正されたりとかしたときに、これは合併してから聞いた話でありますけれども、その当時の改正に合わせて、もう既にある特定の企業が誘致の話があって、その企業を今回の条例に適応するために改正したんじゃないかなというふうな、そういう疑惑を後から聞きました。その当時のことは調べようがなかったんですけども、今回の改正に当たっては、あらかじめそういう特定の業者からの既に打診があって、その企業を対象にこの基準に合うように改正するというふうなことはないのかどうかですね、その点きっちりとお答えいただけたらと思います。

それと、新規雇用が1名以上というふうなことで、対象になっておるんですけども、このあたりについては、市長も本当に苦肉の策で何とか企業を呼びたいというふうなことでの熱意は伝わってくるんでありますけれども、市として、こういうふうな補助制度を設けるときに、果たして1人の新規雇用以上の対象というふうなことがいいのかどうかですね。といいますのは、なかなか福祉制度における充実策を要望しても、対象が1人とかいう場合においては、なかなか行政というのは取り上げてくれないというのが、私の今までの経験です。そういうことから言うと、こういうふうな産業分野で取り込まれるのであれば、当然、福祉の分野でも対象者が1人のそういう福祉サービスが必要であったとしても、今後は当然、取り上げてもらえるものだろうなというふうな前向きに評価しますけれども、そのあたりのところにおいて、行政の公のお金の使い方として、今後こういうふうなことについても、たとえ1人であっても応援していくというふうな行政の姿勢のあらわれというふう

に判断させていただいていいのかどうか、その点をお聞かせください。

それと、今回改正案では、申請に対する審査という条項が削られておりますけれども、でも、審査というのは、あくまで公金を使う以上、絶対なくすことはできないと思うんですけれども、なぜ審査という条項をなくされたのか、その点お聞かせください。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） はじめの質問でございますが、その企業にあわせて助成制度をつくったというような事例があれば、私も調べますし、またお教えをいただきたい。今回の改正につきましては、新たな申請が出た部分についてでありますので、そういった勘ぐったことはないというふうに申し上げておきます。

それから、次に起業の場合ですが、これについては、なかなか大企業の誘致なんていうのは難しい、こういうことがありますから、たとえ二、三人で共同で何とかやってみたいな、あるいは1人、2人から、あるいはまた5人、6人、いろんな小さな中でも、こうした業を起こそうという人に対して、できるだけ支援ができないかと、こういうことで改正をしたところでございます。

あとの細かいことについては、それぞれ担当から申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、先ほどご質問ありました起業家支援条例、及び産業立地条例の件についてのお答えをさせていただきたいと思っております。

まず1点目、新旧、今回の改正についての具体的な支援の額がどうかというご質問だったと思っております。

まず、起業家支援条例につきましては、従来ほとんどが固定資産の相当プラス利子補給制度でございまして、今回、それぞれ固定資産の補助については同様でございますが、その他店舗の改正、U・I・Jターンの補助金、そして雇用助成の奨励金というような形で上乘せになっているということでご理解をお願いしたいというように思います。

それから、産業立地条例の促進につきましては、それぞれ適用の期間が2年から3年、3年から5年ということで期間が長くなっております。したがって、この部分についても、今回の改正で助成額が増額になるというようなご理解をいただいたら結構かと思っております。

それから、2点目の新規雇用の関係で、社会保険被保険者の条文が削除されてい

る部分でございます。これにつきましては、起業家支援条例の中の今回の目的が、それぞれ産業の底上げの部分と新規常用の雇用者を奨励をするということで、新規雇用者の中に社会保険の被保険者も含むという解釈でお願いをしたいと、従来と変わっていないというところをお願いをしたいと思います。

それから、3点目の特定の企業等につきましては、先ほど市長が答弁されたとおりでございます。

それから、4点目の1人でもオーケーかということにつきましては、先ほど申し上げましたように、小規模なそれぞれ今回市内において転業なり起業、また、それぞれ業を起こされる人についても対象としたいという今回の改正の趣旨がございますので、ご指摘のとおりだと思います。

それから、5点目の審査項目の部分につきましては、従来、起業家支援条例で特色のある事業の起業家、フランチャイズチェーンを除くというような、言い替えましたら、非常に明確でない部分があったので、今回、国の経営革新計画の承認を得たものなり、また、国県の融資制度を得たもの、それから市なり商工会の行う起業塾、起業に関する研修の修了を受けた者ということで、一定それぞれ期間の証明書の発行をもって、今回の条例の適用としたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。先ほど、一番最初に言いました改正案と現行案における、いよいよ助成額がどうなるかということですね、実際に起業家支援の条例を見ても、例えば、旧条例の第9条の3項なんかでは、ただし、100万円を上限とするというふうにありますし、その改正案では補助金の額は上限を30万というふうなことで、100万と30万という大きな開きがあります。それと、新規雇用者についても社会保険の被保険者については20万円、でも、現行条例では5万円というふうなことで違いがあります。そういうふうなことで、トータル的に見て、先ほど言いましたように、モデルケースとして想定した場合に、具体的に現行と改正案ではどういうふう補助金が増えるのか、減るのか、多分、増えるようになっていると思うんですけども、どれだけ増えるのかということも含めて、わかりやすい資料を見せていただくためには一定の条件をつけたモデルケースで示していただくのが、一番僕はわかりやすいと思いますので、一度示していただけたらなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それと、審査については、事前に各方面への補助金申請とか、そういうふうなことをもって変えるというふうに言われたんですけども、でもやっぱり、それをもつて変えるということではなくて、やっぱり市として補助金を出す以上、市としては厳格な審査を行った上で、本当に宍粟市にとって補助金を出す意義のある企業かどうかということ、独自の物差しで審査していく必要があるんじゃないかなと思うんですけども、その審査で、僕の言葉悪いかもしれませんが、手抜きをするというのは、この条例の趣旨が本当に生きてくるのかどうか、大変不安に思うわけですけども、やっぱり公金を出す以上、補助金を出す以上、市独自としての審査を行う必要はないんでしょうか。その点お聞かせください。再度、お願いします。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、2点のご質問にお答えしたいと思います。

まず、資料提供のところでございますけど、先ほど、市長の提案の説明でもありましたように、起業家支援条例につきましては、合併以降この条例の適用された起業はございません。したがって、それぞれのケースについては非常に差異があるわけでございますけど、後ほど議長とも相談させていただきまして、改正前、改正後の対比表の提示は後日させていただきたいというふうに考えております。

それから、2点目の審査の基準でございます。先ほど、申し上げましたとおりでございますけど、今回の起業者条例の適用の条文の中には、市が認定した後、起業概ね3年以内に新規常用雇用者を1名以上雇用実績のあるそれぞれの起業者に対して補助金の交付をするということでございます。したがって、即、補助金の交付をするということではなしに、それぞれ起業されてから少なくとも1年間は、それぞれの起業の状況を見た上で、それぞれ判断させていただくというふうになっておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

○議長（岡田初雄君） 6番、岡崎久和議員。

○6番（岡崎久和君） この93号、94号、直接は関係ないかと思いますが、この起業家を補助金出して守るとか、産業立地を守っていくとかいうのは、それは確かにいいことだと思うんですけど、本当に、私ら議員でも、宍粟市、全体ですけど、日本中、世界もそうかもしれませんが、既存の企業がどんどん宍粟市から出たり、縮小したり、そういうような状況にあります。だから、そこらの分と今回の法の改正と言うのか、条例の、そこらのところどない思われとるんか。

それと、やっぱり宍粟は、こういう市長も観光に対して力を入れておられるから、

こういうことも関係あると思うんですけど、何が言いたいかというのと、積極的に状況を見て、仕方ないんやなしに、こういう条例をつくって、そして、積極的に働きかけるといふんか、また既存の産業も外へ出んようにとか、そういうことができないのかどうかということ、いつも歯がゆい思いでいるわけなんですけど、そのことをちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今おっしゃられたことも踏まえて、既に仕事をされている人が第二創業、今やっていることをやめて新しいものにするとか、もう少し違う形で新しいそうものをつくっていくと、そういったこともこれの文言の中に入っておりますので、その点もご理解をいただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

○議長（岡田初雄君） 17番、伊藤一郎議員。

○17番（伊藤一郎君） 3点、ちょっとお聞きしたいんやけど、この条例つくって対象がなかったというような話がありますけど、このPRどうされるのか。それから、これをセールス的にどのように市として取り組まれるのか。それと、この条例で他市町と、ここだったら姫路市とこの条例で競争に勝てるのか。この3点についてお聞きします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 啓蒙といいますか、PRにつきましても、商工会等を通じたり、それぞれ経営者協会いろいろありますので、そういったところも通じながらやっていきたいと思っています。

それから、ちょっとわかりにくいんですが、この条例で他市町に勝てるのかどうかということは、どういう意味ですか。その条件をもっとつけるということですか。それとも、拡充しろということですか。

○17番（伊藤一郎君） 企業を誘致する競争に勝てるのかどうかということです。

○市長（田路 勝君） それは、今のこういう状況ですから、なかなか難しいものがあります。そういった意味で範囲を広げておるといふところでもあります。

○議長（岡田初雄君） ほかに。

○議長（岡田初雄君） 17番、伊藤一郎議員。

○17番（伊藤一郎君） これの主体となる部は産業部だろうと思うんですけども、やはり、こういう制度を応用して積極的に外交するためには、産業部にそれに適任した職員が、やっぱり専属で変わらなんなら、なかなか企業誘致はできませんよね。



そういう意味で、産業部としてそういう職員を抱えているのかどないか、そこら辺のそこはどうか。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） ただいまの伊藤議員のご指摘のとおり、所管は産業部の方の商工観光課の方で現在行っているところでございます。当然、非常に周りの厳しい状況の中で、専属的にPRなり、それから、これの啓蒙にかかる職員というのはなかなか難しいわけでございますけど、総合的に市の施策の中で今行っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩露昭美議員。

○18番（岩露昭美君） 私は、大変地味な条例の一部改正だということなんですが、僕はこれ大変評価するということか、賛同したいなというように思います。まさしく、本市の場合は大規模な企業誘致というのは、なかなか条件的に難しい。やはり今ある人が新たな仕事をやるとか、第二創業やるとかということも含めた、要するに、1人でも雇用すればということ支援するということは、いわば、一人親方を数限りなく元気づけて、地域の雇用を増やしたり、あるいは生業を助けると、こういう大きな意味合いがあるということで評価をしたいとこのように思うんです。

そのことについて、2点ばかりお聞きしますが、なぜ起業家にフランチャイズチェーンを除くとあるのかと。これは、現在もフランチャイズというのは経営形態非常に多様化してまして、必ずしも単なるチェーン店、出店ということにとどまっていないという実態があります。

なおかつ、このフランチャイズということについては、経営を学ぶ、あるいは転業をする、新規にやるという場合にも、学びやすい、入りやすいという業種、業態であるということ、なぜこれが除かれたのかと。これは、やっぱり、こういう注釈を入れない方がいいんじゃないかというのが、1点でございます。

それから、93号ですけども、第7条の(2)に雇用対策補助というところに、新規常用者を雇用する経費の一部を補助するということが書いてあります。これは常用者に対する雇用に対する一部補助というのは、どういうことを想定されているのかと。私は、企業が事故が起こり得るような業種、業態だけを意味してるわけじゃないと思います。どんな仕事においても、一番雇用したときの責任、雇用されているときの安心、安全というのは、労働災害に対する補償と、身分補償ということは非常に大きい。ごく、そんなこと働いてる者、補償されとるん当たり前やないかっ

ていうことですが、特に一人親方、一人雇用ってというような零細な企業体においては、この労働災害補償の適用ってというのが、非常に弱いっていう点がございまして。そういったことも、事業主、起業家が負担する経費でございまして、そういうことも想定しておられるのかどうかということについてお尋ねをしたいと、こういうように思います。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それではお答えをさせていただきます。

まず1点目の起業家支援条例の中で、フランチャイズチェーン店をなぜ省くのかというご質問でございまして、これにつきましては、市内のそれぞれ産業の振興ということの重点の中から、市内に住所を有して行うという、従来それぞれの条例の中で、民業の圧迫ですとか、不明確な点があったということのそれぞれの検証の中から、今回市内に住所を有するということで、原則フランチャイズチェーン店を省くというふうな考え方をさせていただいております。

それから、2点目の7条の改正の部分でございまして、これは、雇用助成の関係の補助でございまして、従来どおり雇用保険の被保険者については、1年以上雇用される場合、1人につき1回に限りですけど、5万円のそれぞれの助成をするということと、今回さらに、社会保険の被保険者に対して、市内居住者で1年以上雇用されるについては、1人については20万、これも1回限りでございまして、助成するということで、両方でそれぞれ助成をさせていただく制度に拡充をさせていただいたというふうにご理解をさせていただいたら結構かと思っております。

○議長（岡田初雄君） ほかに。

18番、岩露昭美議員。

○18番（岩露昭美君） 起業家の支援条例ということになってますけども、要するに、雇用ということも非常に大きなねらいなんですよね。1人以上の雇用を増やす、起業家が増えれば1人以上の雇用が増えるということであろうと思います。そういうことから言うと、市内業者の振興ということで、事業主体が市外にあるからといっても店舗が増える、そこで雇用が新たに生まれるということは、現実にあるわけなんで、僕はあえてこのフランチャイズというところを外す理由は、何か法令上の規制があるのかどうかということですね。恐らく国県の裏からの支援というものも当然あって、そういう政策に乗っての流れだと思っておりますが、そういうことはあるのかどうかということですね。

社会保険と一概に言われますけど、健康保険とは社会保険と一口に言ったって、

国民健康保険でもう既に入ってる人も働くかもわかりません。一番大事なのは、特に、いわゆる万が一の安心、安全というところで、一番抜けているのがこの実栗市の場合、もっと普及啓蒙しなきゃならないのは労災という、働いているときに起こるアクシデントに対して、どういうセーフティーガードを考えるのかと。当然雇主の責任であります。しかし、なろうことなら、そういう責任経費はかぶりたくないというのが人情でございますので、そういったところでどういう支援を行政としてやってあげるかというのは、一人親方、一人雇用をたくさん生み出して上での非常に大事なベースになると思いますので、今どうこうということではありませんけれども、そういう方向に向けた考え方で、改正された条例の運用をやっていただきたい。こういうことを希望しまして、特に答弁どうこうということじゃないですが、フランチャイズの問題も、もう一考なされるのもいいんじゃないか。これは当然、産業建設常任委員会においても十分審査されると思いますので、その点も踏まえまして、よりいい条例になるように期待しています。

以上です。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） 93号議案について、質疑をさせていただきますが、この起業家支援の全体のことの93号議案は、私は概ねは正しいと、こう理解させていただきます。少し足りないなということを申し上げますと、支援に対して、前提条件にいろんな条件をつけるということは、当然、公金を出す立場から言えば、条件設定というのが大事になってきますので、こういう難しいというか、詳細な内容になると思うんですけれども、私は、起業家を育成するという考え方から言えば、むしろ後ろの方で恩典を与えるというか、3年とか5年の年月を限定して、あるいは場合によっては10年でも結構ですけれども、税金を少なくすると、免税を与えるというような条件をもうちょっと盛り込んでいただけたら、完璧な支援策になるんじゃないかと思うんです。というのは、前提条件でいろいろ持っていくと、起業を起こすという初期段階というのは、やっぱり、起業を志しておられる人にとって、まだまだ未熟な状態ですので、その諸条件をクリアできるだけのまだ実力が伴わない場合がたくさんございます。それよりも、小さなものを育てていくということは、やはり、税金面での免除を考えて、育つまで待つという考え方の方が、僕は時代に合ってるし、今の日本の経済の諸条件からすれば、それの方がはるかに正しいと考えております。

したがいまして、この93号議案、私の今申し上げてるような内容からすれば、若干まだ不足がございます。そういった意味で、いま一度部長なり、副市長なり、育成についての所見を伺いたいと、このように思います。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 私の方からお答えを申し上げたいと思います。

この起業家支援につきましても、市長が提案理由で申し上げましたように、大きな企業誘致、あるいはそういった企業誘致は大変難しい状況がございます。市内でコツコツと頑張っておられる方に少しは恩典を与えて頑張らせていただくという趣旨も含まれていることについては、それぞれご承知をいただいておりますというふうな考え方のもとで、いろいろご答弁を申し上げたいと思います。

言いましたように、小さいものを育てるということは非常に大事なことでございます。そのためには、かなりのハードルも落としているんじゃないかというふうに考えております。出口、入り口論のことも指摘をいただきました。その中で税金につきましても我々も非常に検討いたしておりますけれども、税というものはやはり義務的な要素もございまして、公平な負担、公正な課税が原則にあることとございます。そういったものについて減免措置するのはもう少し議論が要るのではないかな、もう少し住民の方々への周知が要るのではないかと、理解も要るのではないかと、ということに立って、少し申し上げましたようにハードルを下げた起業家支援条例を提案いたしておりますので、いろいろご審議をいただきたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） ただいま答弁をいただいたわけですが、確かに議論は必要でございましょうし、税金のことですから、基本的なものは国が定めるところから発生しておりますから、市だけではいかないと、そういうふうにも理解できませんが、時代の流れとしては、今、宍粟全体が経済的に勢いのない状態が続いておるわけですので、そういった議論を宍粟市の自分たちのまちを良くするという意味では、着眼点はどこにあるんだということから、後者の意見で育てると、小さなものを育て上げるという観点で議論を時間を速やかに進めていただきたいと、こういうように思います。

以上です。答弁は要りません。

○議長（岡田初雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第93号議案から第94号までの2議案は、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ご異議なしと認めます。

第93号議案から第94号議案までの2議案は産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

ここで午後1時10分まで休憩といたします。

午後0時08分休憩

---

午後1時10分再開

○議長(岡田初雄君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第12 第95号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第12、第95号議案、宍粟市音水湖カヌー競技場条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) 第95号議案、宍粟市音水湖カヌー競技場条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

音水湖カヌー競技場につきましては、平成18年に開催された第61回国民体育大会「のじぎく兵庫国体」でのカヌー競技を契機として、国土交通省から「地域に開かれたダム湖」の指定を受けている引原ダムを活用し、カヌーの普及を通じて交流人口を増加させ、地域の活性化を図ることを目的に、平成19年度から3カ年の計画でカヌー競技場整備を進めてきたところであります。

平成21年度において、カヌー競技場利用者の利便性の向上を図るため、カヌー競技場の拠点施設となるクラブハウスを整備し、競技用物品を備えたことにより、さらに多くの方にカヌーを体験していただくことができるとともに、各種競技大会を誘致できるカヌー競技場として整備が完了いたしました。このクラブハウスの供用開始に当たり、広く市民の皆様にご利用いただくため、利用時間を改正し、関連する施設と競技用備品の使用料を設定する改正でございます。

なお、使用料の額につきましては、市内の関連施設及び市外の類似施設を比較検討して設定をいたしているところであります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第95号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ご異議なしと認めます。

第95号議案は総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第13 第96号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第13、第96号議案、宍粟市スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第96号議案、宍粟市スポーツ施設条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

山崎文化体育館は、これまで山崎の中心地に位置することもあり、中学校のクラブ活動や、文化関係の展示会場などさまざまな団体に広く利用され、市民に親しまれた施設でありましたが、当該施設は建築後45年が経過し、老朽化も激しく、このまま使用するのには困難と判断をし、今年度で解体をいたしました。

この解体に伴いまして地元自治会やPTAなどから社会体育やクラブ活動に利用できる施設の要望もあり、市としても社会体育などを推進する上で必要な施設と判断し、国の臨時交付金を受け、山崎西中学校敷地内に建築したところであります。

この新施設の供用開始に伴いまして、より市民の方に親しまれるよう、名称を「ミニアリーナさつき」とし、利用料につきましても市内の類似施設と比較検討した結果、改正しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第96号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ご異議なしと認めます。

第96号議案は総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第14 第97号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第14、第97号議案、宍粟市農業共済条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) 第97号議案、宍粟市農業共済条例の一部を改正する条例にきまして、提案理由の説明を申し上げます。

商法に規定されておりました保険契約に関する規定が、社会経済情勢の変化に対応するため、新たに「保険法」として制定をされました。これに伴いまして農業災害補償法も改正をされ、平成22年4月1日から施行されることになりましたので、今回、この改正に伴う内容の整備をするものであります。

改正の主な概要といたしましては、1点目は、全事業について共済目的の性質または瑕疵により生じた損害を免責としておりましたが、本来、共済金の支払い対象となる家畜の死亡等についても免責となるおそれがあることから、免責とする対象事業を園芸共済事業に限定するものであります。

2点目は、代位できる対象が限定されたことから、保険事故による損害が生じたことにより被保険者が取得する債権に限定するものであります。

3点目は、共済関係成立時の書面の交付の時期等についての規定が整備されたことから、共済証書を交付する時期等についての規定を追加するものであります。

4点目は、市が共済関係を解除できる条件を、市が告知を求めた事項に限って応答義務違反があった場合に限定するなど、共済契約の解除についての整備を図るものであります。

5点目は、家畜共済及び園芸共済において、他人の所有する家畜の飼育や園芸を共済に付した場合には、所有者に先取特権を認めるための整備を図るものであります。

また、今回の保険法の制定に伴います文言の整備を行ったところであります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第97号議案は、会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ご異議なしと認めます。

第97号議案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ご異議なしと認めます。

第97号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第15 第98号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第15、第98号議案、宍粟市火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。



○市長（田路 勝君） 第98号議案、宍粟市火災予防条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成20年10月に大阪市浪速区で発生をいたしました個室ビデオ店の火災事故を受け、総務省消防庁と全国消防長会において、この火災を検証し、大阪市浪速区個室ビデオ火災を踏まえた防火安全対策について審議・検討を行い、個室型店舗における外開き戸の自動閉鎖措置に係る火災予防条例の一部改正案が示されました。

この内容は、個室型店舗に対して、火災等の避難の際に避難通路を確保するため、避難通路に面する外開き戸については開放後自動的に閉鎖する装置等の取り付けを義務化し、利用者の安全を図るものであります。

この改正案を受けまして、本市としましても防災安全対策の推進を図るため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。実際にここに該当するような施設が宍粟市では何施設ぐらいあるのかということと、あと、先ほど市長が言われた火災がきっかけになって改正されたということなんですけれども、実際運用上に当たってはそういう店舗の把握でありますとか、あと、また立入検査等が実際に行われてなかったというふうなことが一つ問題点として指摘されておったように思います。

それで、宍粟市ぐらいの規模でしたら、新しい店が建ったりとかいうことについては把握しやすいかなと思うんですけれども、そういうことで消防としても立入検査等を行わなければその施設がこの条例に合致しているかどうかということは、なかなか難しいと思うんですけれども、そのあたり把握の方法と立入検査等についてはどういふふうな対応になるのか、その点、2点教えていただけたらと思います。

○議長（岡田初雄君） 消防本部消防長、森蔭忠男君。

○消防本部消防長（森蔭忠男君） お答えいたします。

この個室型のカラオケボックスでございますが、市内に2対象ございます。いずれも山崎町でございます。

それから、もう1点、立入検査はどういった形でやっておるのかという点でございます。この事故を受けまして、すぐにこういった遊技場関係、立入検査を実施い

たしまして、それぞれこの2対象につきましては、今回の改正することによる影響はないということで、それぞれ1カ所については内開き、もう1カ所については開放しても人が通れるだけの間隔があるということでございます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第98号議案は、民生生活常任委員会に審査を付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ご異議なしと認めます。

第98号議案は民生生活常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第16 第99号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第16、第99号議案、宍粟市iのまち通信施設条例を廃止する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第99号議案、宍粟市iのまち通信施設条例を廃止する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

地域情報通信基盤整備事業で整備を進めております行政情報等を音声でお知らせする音声告知放送「しーたん通信」が、1月から山崎町の一部と一宮及び波賀町内において本格運用が始まり、合併前より一宮町内で運用しておりましたオフトーク「iのまち通信」は昨年12月31日をもって業務を終了しております。

この業務の終了に伴い、宍粟市iのまち通信施設条例を廃止し、あわせて関連する宍粟市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例のうち、iのまち通信施設を運営する上で必要でありましたiのまち通信運営委員会の項目を削除する改正をしようとするものであります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第99号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ご異議なしと認めます。

第99号議案は総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第17 第100号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第17、第100号議案、宍粟市小作料協議会条例を廃止する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) 第100号議案、宍粟市小作料協議会条例を廃止する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

農地の貸借における小作料は、原則的に当事者間で設定できますが、利害が対立する小作料について、全く自由におきますと紛争のもとになるため、農業委員会が市内の農地について自然条件、利用上の条件に応じて借り手の農業経営の安定を図ることを旨として、改正前農地法第23条第1項の規定により、小作料の標準額を定めて、それを目安として賃貸借当事者間で小作料を定められておりました。

小作料協議会は、農業委員会の諮問機関として、小作料を改定しようとするときに設けて、市内の自然条件等を勘案して標準小作料について審議、答申をしていただく機関でありましたが、今回、改正農地法等の施行に伴い標準小作料制度が廃止され、改正農地法施行日以降、標準小作料を設定する根拠がなくなり、小作料協議会に諮問する必要がなくなることから廃止するものであります。

なお、標準小作料制度の廃止後は、農業委員会が地域の貸借等の動向、その他の農地に関する情報の収集を行い、実勢貸借料の情報を提供することになるわけであり、

以上でございます。

○議長(岡田初雄君) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第100号議案は、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ご異議なしと認めます。

第100号議案は産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第18 第101号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第18、第101号議案、住民情報系システム更新業務委託契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) 第101号議案、住民情報系システム更新業務委託契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

住民基本台帳や税関係等の住民情報系システムにつきましては、平成16年度にシステムを構築し、平成17年度より運用を開始し、機器の保守期間は平成22年8月27日までとなっておりますが、保守終了後は故障時の部品調達等ができず、故障時に即時復旧ができなくなる恐れがあります。

また、住民情報系システムは基幹業務であり、窓口業務等において基幹システムでありスムーズな更新が必要なことから、保守期間内に機器の更新を完了させる必要があります。このことから、本年度、更新に係る経費や保守経費、更新時の作業等総合的に勘案し、検討を行った結果、現行システムを構築し、保守を行っております大阪市北区中之島3-3-23、株式会社日立情報システムズ関西支社、執行役員常務関西支社長、佐藤哲平と更新業務を委託しようとするものであります。

なお、保守期間内に機器の更新を完了させるため、今回、更新業務委託契約の締結について提案するものでございます。

以上でございます。

○議長(岡田初雄君) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番、岡前治生議員。

- 14番（岡前治生君） 14番です。開札結果がついてないので、入札には付されてない、いわゆる随契で行われたのかなと思うんですけども、そのあたり、もし入札で行われておいたら当然開札結果が出てくると思いますので、そのあたりのことをまず教えていただきたいと思います。

それで、もし随契で行われているとすれば、この金額が妥当かどうかという判断がなかなかしにくくなるわけでありますけれども、1億6,450万円というものの積算根拠でありますとか、あと具体的な今仮契約が結ばれておるかもしれませんけれども、具体的な契約、先ほど市長の方からは住民基本台帳であるとか、税とかというふうなことは説明がありましたけれども、そういう具体的な契約内容をもし出せるようでしたら、委員会の方へ提出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

- 議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

- 総務部長（清水弘和君） ご説明を申し上げます。

まず、契約の方法につきましては、プロポーザル方式によります随意契約でございます。この意味におきましては、提案説明でも市長より申しましたとおり、16年度に合併協議会において、合併の根幹にかかわる業務でございますので、5年の契約でもって実施をしております。その担当者また利用者の意見を聞く中で、このシステムで何ら問題がないと、むしろ慣れた施設であるので、この方が望ましいという観点から、この機種をまず選定をいたしております。

次に、ご質問のように金額でございます。金額についてもやはり比較する必要があるということで、富士通さん、それからNECさん、日立さんから、システムは同じではございませんが、同じような場合、どれぐらいな金額であるかという見積もりを徴収しております。その金額におきましても日立さんが一番低価格だったということでございます。

なお、その時点の価格提示は1億8,240万円でございます。これから具体的な内容、パッケージでございますとか、カスタマイズ料、それからデータ移行、ハード機器の料金、これをさらに減額交渉いたしまして、今日の提案額に至っている状況でございます。資料につきましては、概要を作成し、委員会に提出したいと思っております。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第101号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ご異議なしと認めます。

第101号議案は総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第19 第102号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第19、第102号議案、宍粟市林業再生事業 林業再生施設用地造成工事請負契約の変更についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第102号議案、宍粟市林業再生事業 林業再生施設用地造成工事請負契約の変更につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本工事は、林業再生施設用地の造成を目的とし、神崎・岡本特定建設工事共同企業体、代表者が兵庫県姫路市北条口3丁目22番地、株式会社神崎組取締役社長、神崎文一郎、構成員といたしまして、兵庫県宍粟市一宮町上野田253番地、岡本建設株式会社代表取締役、岡本 透と請負契約を締結し、工事を進めているところであります。

今回の主な変更の理由といたしましては、安積山の切土作業に伴い土砂内に多数の転石が現出したことから、盛土材に適する大きさに破碎する必要が生じたこと、また、当初の推定岩盤線よりも高い位置から非常に硬質な岩が現出したことにより、その取り壊し量が増大したことによるものであります。

これらの変更を行うことにより工事請負代金を8,229万2,700円を増額をし、工事請負金額を7億7,413万1,400円に変更しようとするものであります。

以上、工事請負契約の変更概要についてご説明申し上げましたが、当変更の主な要因といたしましては、調査段階において工期等の理由により事前調査箇所が不足があったのではないかと考えているところではありますが、諸事情ご賢察の上、よろしくお願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第102号議案は、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ご異議なしと認めます。

第102号議案は産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第20 第103号議案～第104号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第20、第103号議案、平成22年度宍粟市農業共済事業に係る事務費賦課総額及び賦課単価についてから、第104号議案、畑作物危険段階基準共済掛金率の設定についてまでの2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第103号議案、平成22年度宍粟市農業共済事業に係る事務費賦課総額及び賦課単価について及び第104号議案、畑作物危険段階基準共済掛金率の設定についての2議案につきまして、一括して説明を申し上げます。

最初に、第103号議案につきましては、市農業共済条例第5条第1項の規定により、毎会計年度、共済事業を行うため必要とする事務費予定額から、国庫の負担に係る部分の金額、その他の収入予定額に相当する金額を差し引いて得た金額の事務費と、県連合会からこの組合に賦課された賦課金の支払いに充てる費用をそれぞれ共済加入農家に対し賦課しようとするものであります。

また、この賦課方式は、平成21年度と同じ方法とし、平成22年度の賦課総額を455万7,000円を予定をいたしております。

この賦課単価並びに総額につきましては、市農業共済条例第5条第2項の規定に基づき議会の議決を経る必要がありますので、今回提案するものであります。

次に、第104号議案につきましては、畑作物共済に係る基準共済掛金率は通常3年ごとに改定をされ、これをもとにした区域内の被害率の高低により危険段階を

設置することとなっております。

当市においては、畑作物危険段階基準共済掛金率について、耕作地のローテーションや耕作者が継続して作付をしていないことを加味し、危険段階を複数設置せず、1段階のみを設置しており、この区分に呼応する基準共済掛金率を県が示した率と同率で設定しようとするものであります。

また、この共済掛金率の区分を一つでも設定する場合、兵庫県知事の認可が必要となりますが、その前提として損害評価会での審議、兵庫県農業共済組合連合会との協議及び議会の議決が必要でありますので、今回提案をするものであります。

なお、損害評価会では、適正であるとの答申をいただくとともに、連合会との協議についても適正認可をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第103号議案から第104号議案までの2議案は、会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ご異議なしと認めます。

第103号議案から第104号議案までの2議案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

採決は分離して行います。



まず、第103号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ご異議なしと認めます。

第103号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第104号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ご異議なしと認めます。

第104号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第21 第105号議案～第116号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第21、第105号議案、平成21年度宍粟市一般会計補正予算(第6号)から第116号議案、平成21年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算(第3号)までの12議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) 第105号議案から第116号議案までの補正予算12議案につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

今回の補正は、台風9号災害査定確定等に基づく復旧事業費の精査及び国の第2次補正予算を受けた地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業に係る予算措置並びに平成21年度予算を執行してまいりました各種事業・業務につきまして、事業費等の確定による財源を含めた整理を行うとともに、年度内の完了が困難な事業を翌年度へ繰り越して執行できるよう、繰越明許費を計上しているものであります。

議案ごとの概要につきまして、順次ご説明を申し上げます。

最初に、第105号議案、平成21年度宍粟市一般会計補正予算(第6号)につきましては、補正総額で599万円を減額し、補正後の総額を285億4,828万9,000円としているものであります。

歳入の主なものとしましては、分担金及び負担金について、土地改良関連事業及び農林業施設災害復旧に係る受益者分担金の精査を行うとともに、国県支出金について公共土木施設、農林業施設の災害復旧費補助金、子ども手当準備事業補助金及び地域活性化・きめ細かな臨時交付金を増額補正し、障害者福祉、児童福祉等に対する国庫負担金及び県負担金の精査のほか、事業費の精査とあわせた補正措置を行

っております。

財産収入では、揖保川河川改修に係る市有地売払収入を補正計上するとともに、市有林の間伐による立木売払収入については、見込額により減額補正を行い、また、寄附金では、ふるさとづくりへの寄附を増額する一方、繰入金では、市営住宅整備事業等の事業費精査により公共施設等整備基金繰入金を、歳入歳出の調整により財政調整基金繰入金をそれぞれ減額補正し、諸収入では、機構分収造林事業に係る受託事業収入について、事業の見直しによる精査を行うほか、三土中学校のコンピュータ整備事業負担金を追加するとともに、まちぐるみ健診等の個人負担金、生活保護費返還金等の精査を行っております。

次に、歳出の主なものとしましては、災害救助及び復旧事業において災害査定が確定したことを受け、事業費の精査による所要の予算措置を講じるとともに、観光需要や地元雇用の拡大等による地域活性化を目的とした、国の第2次補正予算に計上されております地域活性化・きめ細かな臨時交付金を財源として、観光施設等のインフラ整備を中心に、各関係費目に予算措置をいたしております。

次に、国の補正予算以外のそれぞれの費目の主なものとしましては、総務費では、市有地売払収入に係る公共施設整備基金への積み立てを行っているほか、財務会計等コンピュータシステムの更新業務委託料の精査を行っております。

民生費では、児童手当のほか、老人保護措置費、生活保護費等について、見込額による精査を行っているほか、国民健康保険事業特別会計等の特別会計への繰出金について、各特別会計の補正にあわせて精査を行っております。

衛生費では、まちぐるみ健診事業及び地域生活排水事業について、事業費の確定に伴う減額補正を行うとともに、宍粟環境事務組合及びにしはりま環境事務組合に対する負担金について、各事務組合予算との整合により補正を行っております。

また、国民健康保険診療所特別会計、病院事業特別会計等への繰出金については、年間見込額による精査を行っているほか、水道事業特別会計及び簡易水道事業特別会計へは、災害に係る減免相当額を一般会計から繰り出しております。

農林水産業費では、農業集落排水事業特別会計及び農業共済事業特別会計への繰出金について、事業の精査による減額補正を行うとともに、シカ個体数管理・調整事業、地籍調査事業、林業再生事業等につきまして、事業費の確定による精査を行う一方、県が実施する県営ほ場整備事業及び県営農免農道整備事業等に係る負担金について、事業確定による増額補正を行っております。

商工費では、商工会活動事業補助金、集客施設改修事業等の精査による減額補正

を行う一方、観光施設の改修等に係る所要額の予算措置を講じております。

土木費では、道路・河川修繕事業、交通安全施設整備事業及び市営住宅建設事業につきまして、事業費の確定等に伴う精査を行っているほか、下水道事業特別会計への繰出金につきましては、公債費等の精査により減額補正をいたしております。

消防費では、分団交付金、高規格救急車整備事業等の事業費の確定により減額補正を行っております。

教育費では、情報教育推進事業、遠距離通学支援事業等について見込額による精査を行う一方、生涯学習推進事業、スポーツ大会運営事業の確定等により、それぞれ減額補正を行っております。

災害復旧費では、災害査定に基づく工事費等の精査を行っております。

公債費では、起債借入利率の確定等に伴う元利償還金の精査による減額補正を行っております。

また、各費目において、人勸等による人件費の確定に伴う給料、職員手当、共済費及び負担金の精査を行うとともに、勸奨退職に伴う退職手当組合特別負担金について、所要の予算措置を講じております。

なお、市債につきましては、各種事業に伴う起債及び貸付金につきまして、事業費との整合により精査を行っております。

また、地域活性化・きめ細かな交付金関連事業や庁舎等解体事業、地域情報通信基盤整備事業、林業再生事業等、年度内において事業完了が困難なものについては、平成22年度へ繰り越すための繰越明許費の予算措置を講じております。

次に、第106号議案、平成21年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳出で、高額医療費及び保険財政安定化共同事業拠出金の事業費確定に伴う増額補正を行う一方、人件費、後期高齢者支援金の精査及び事業基金積立金について、それぞれ減額補正をいたしております。

また、歳入では、前期高齢者交付金、共同事業交付金及び事業費確定による一般会計繰入金の精査を行った結果、歳入歳出それぞれ5,343万4,000円を減額し、補正後の総額を43億3,046万5,000円といたしております。

次に、第107号議案、平成21年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳出で、賃金を含む人件費の精査による減額及び千種診療所改築工事費を追加計上しております。

歳入では、事業費精査により一般会計繰入金について、減額補正を行った結果、歳入歳出それぞれ242万円を減額し、補正後の総額を4億9,735万1,000円

といたしております。

また、千種診療所改築事業につきましては、年度内の事業完了が困難なことから、繰越明許費をあわせて計上いたしております。

次に、第108号議案、平成21年度宍粟市鷹巣診療所特別会計補正予算（第2号）につきましては、人件費の精査による減額補正を行う一方、歳入において一般会計繰入金について同額を減額補正した結果、歳入歳出それぞれ4万8,000円を減額し、補正後の総額を1,134万5,000円といたしております。

次に、第109号議案、平成21年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金を保険料の見込みにより増額補正する一方、電算システム改修委託料等の精査による減額補正を行い、また歳入では、一般会計繰入金の精査を行った結果、歳入歳出それぞれ28万1,000円を追加し、補正後の総額を4億4,483万5,000円としております。

次に、第110号議案、平成21年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳出では、人件費並びに保険給付事業における介護サービス費及び高額サービス費の事業精査を行い、歳入では、国県支出金及び一般会計からの繰入金について精査を行った結果、歳入歳出それぞれ62万9,000円を減額し、補正後の総額を35億3,204万4,000円といたしております。

次に、第111号議案、平成21年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳出では、人件費の精査並びに水道施設整備事業費の事業確定による工事費等の減額補正を行い、災害復旧費については事業進捗にあわせた精査を行っております。

また、歳入では、加入者分担金、水道使用料の決算見込みによる精査を行う一方、災害関連においては補助金及び起債の精査並びに消費税還付金及び一般会計繰入金の精査を行った結果、歳入歳出それぞれ2,878万4,000円を減額し、補正後の総額を11億2,390万3,000円といたしております。

なお、波賀簡易水道施設整備事業及び災害復旧事業につきましては、年度内の事業完了が困難なため、平成22年度へ繰り越すための繰越明許費を計上いたしております。

次に、第112号議案、平成21年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳出で、人件費の精査並びに揖保川流域下水道負担金の確定により補正計上する一方、工事費等の精査並びに平成20年度債の借入利率等の確

定により公債費を減額し、また災害復旧費確定による工事費等の減額補正を行っております。

歳入では、事業費等の精査に伴う市債及び雑入の減額を行うとともに財源の調整として、一般会計からの繰入金を減額補正した結果、歳入歳出それぞれ7,044万5,000円を減額し、補正後の総額を20億4,947万7,000円といたしております。

次に、第113号議案、平成21年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳出では、人件費及び施設管理費の事業費を精査するとともに、平成20年度債の借入利率等の確定により公債費、災害復旧費確定による工事費等の減額補正を行い、歳入では、事業費等の精査に伴う市債の減額、災害関連の建物共済金の追加及び県補助金の減額、財源の調整として一般会計からの繰入金の減額補正を行った結果、歳入歳出それぞれ2,112万8,000円を減額し、補正後の総額を8億5,804万9,000円といたしております。

また、農業集落排水施設災害復旧事業につきましては、年度内の事業完了が困難なため、平成22年度へ繰り越すための繰越明許費を追加計上しております。

次に、第114号議案、平成21年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、収入では、災害に係る水道料金における災害減免繰入金を補正計上する一方、支出においては、人件費及び消費税の精査を行い、504万6,000円を追加し、補正後の歳出総額を12億3,193万4,000円といたしております。

次に、第115号議案、平成21年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、収入・支出とも年間最終見込額により全般的な補正措置を講じており、収益的収入では、入院収益を減額する一方、共済追加費用確定等による一般会計繰入金を増額するとともに、収益的支出においては人件費の精査により減額補正をいたしております。

また、資本的収入と支出につきましては、医師確保事業に対する一般会計出資金と同額の購入費を追加計上しており、支出を6,000万5,000円の減額をし、補正後の支出総額を43億7,066万4,000円といたしております。

最後に、第116号議案、平成21年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、人件費の精査による収入・支出の整理を行った結果、歳入歳出それぞれ74万4,000円を減額し、補正後の総額を1億1,457万6,000円といたしております。

以上、補正予算12議案につきまして、一括して概要のご説明を申し上げましたが、冒頭で申し上げましたとおり、今回の補正は、主に国の補正予算成立を受けて執行するきめ細かな臨時交付金事業の追加計上と災害関連事業を含め事業費の精査、並びに平成22年度への繰越明許費等について予算措置を講じているものでございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時10分まで休憩いたします。

午後2時00分休憩

---

午後2時10分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

これから質疑を行います。

質疑は分割して行います。

まず、第105号議案について、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） 国の対策ということで、きめ細かな交付金事業が出されてきておりますけど、ちょっとこの款項目のことぐらい、どのような形で予算計上されているのか、ちょっと詳細に教えてほしいなど。あっちこちにばらまかれておりますので、なかなかわかりにくいのでお願いします。

2点目は、この補正予算の関係ですけども、いよいよ財政当局としてはいつごろ締め切られたのかどうか、ちょっと内部的なことをお聞きしたいと思うんです。といいますのも、災害関連で相当繰越明許なども行われております。該当する市民、住民にとってみたら、早く工事は終わってほしいですけども、業者の動向などを見ますと、この2、3日ごつつ雨が降って、もう全然事業が進めへんと、工事がしにくいというようなことで、なるべくならもうこの事業も繰越明許してほしいかというようなことがございますので、もう少し補正予算の出し方について、時期的にももう少し後回しにして繰り越しなどの対応が必要でなかったのかどうかという点について、お尋ねをいたします。

3点目は、市長にお尋ねしますけども、市長も私と長く一宮町議会ではいろいろ

と話をしてきたところでございますけども、この市長は本格的にこの予算を作成されて提案されるのが今回初めてだろうと思います。旧一宮町議会ですと、予算に伴います関連条例も提案をし、それからまた新しい予算も提案し、恐らく新年度予算に対する関連する条例については、並行的に進めてきた経緯がございます。と言いますのも、合併した本市議会になりまして、私もちょっと何回か、これは議会の審議権の問題ですから、議員の方々に提案することがあるんですけども、少なくとも今日関係する条例が提案されて、明日、明後日の委員会、その後に先に条例を採決して、新年度予算の審議に入っていくというふうな状況でございます。

しかし、やっぱり新しい条例関係と新年度の予算は、並行して、関連する部分もございますから、やっぱり新年度の予算審議の中で、また関係する条例も我々議員の方もわかるようにした方がいいんじゃないかと。また、今日も聞いておりますと、明日の委員会には関連する資料はよう提出しないというようなことになっております。そういう点で私ども議会側じゃなしに、市長として審議する場合、関連条例と関連する新しい新年度の予算、それから補正予算の関係も、もう少し議会の半ばで採決するというような旧一宮町の方がよかったのではないかなというふうに私は見ておりますので、その点、田路市長のご意見をお伺いいたします。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 暫時休憩いたします。

午後２時１３分休憩

---

午後２時１４分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、私に対する質問の分を答弁申し上げます。ほかの件についてはそれぞれ担当から申し上げます。

今、旧一宮町のやり方ということであったわけですが、今定例会におきましても、新年度予算と条例、若干ずれがありますが、同時に提出をいたすところでもあります。審議の方法につきましては、これはまた皆さん方、ご相談いただいたり、議運の皆さんとご相談いただきながら、やっていただければ結構ではないかと、このように思っております。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 今回の補正、きめ細かな補正予算の分と、それから臨時交付金事業、既に計上した分の組み替え等、非常に複雑になってわかりにくくなっております。申しわけございません。そこで、すべての委員会に対して地域活性化・きめ細かな臨時交付金のすべての事業について一覧表をお配りしたいと思っておりますので、その点ご了解願います。

また、予算編成上の締め切り、それから事業の繰り越し関係でございますが、補正予算を締め切ったのは市長の最終査定を受けた1月の末ということでご理解を願いたいと思います。したがって、その時点での繰り越しの必要なものについては今回やっておりますが、それ以外、今後発生する分については未計上になっているものがあるかと思えます。今後、詳細な事業について確認をする中で、場合によって専決補正で繰越明許をさせていただいて、業者さん等の事業に支障がないようにしたいと思っておりますので、その点もご了解願いたいと思います。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） あと3月中に21年度にかかわっての補正予算の計上はないというふうに先ほどの答弁で理解したんですけども、あと必要なものは専決補正するというところでございますけども、1月末やなしに、もう少し最終的な補正予算の計上方法としては3月10日前後ぐらいにさせていただいて、それから審議をするということも私ども議会側の方も対応できるんじゃないかなと思いますし、旧一宮はそんな方式をとってきたなというふうなこともございますので、この点について、あまりにも1月末というのは、だから今度の災害関連なども相当2月に入って、この間の先般来の雨なんかも含めまして、なかなか年度内の工期内に工事がでけへんというような業者さんもたくさん意見を聞いておりますので、そういう方法がどうかというふうに思いますので、その点再度市長の答弁を求めます。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今おっしゃられるとおり、今回の災害非常に件数が多いございます。そういったことでできる限り早くということやってきたわけですが、数と業者の数、こういったものがございますし、なかなか思うようにいかなかったということも事実であります。そういうことで、早くやれるものは早く整理をしてというようなことがあったわけですが、今、おっしゃられることも非常に重要なことでもありますので、今後十分検討しながらやっていきたいというふうに思っております。



また、繰越明許で余裕を持って仕事をしてもらおうと、そういったことも出てくるだろうと思いますので、場合によれば、専決もさせていただくこともあり得るかと思いますが、そういった点もひとつご了解をいただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

18番、岩薨昭美議員。

○18番（岩薨昭美君） 確認というのか、二、三お尋ねしたいんですけども、このきめ細かな臨時交付金というもの、これは今回1回限りの臨時の措置かということが一つでございます。

それから、総額で2億9,500万円ほどが国の補助金ということになっておるんですが、この補助金というのは性格上、制約を受けずに、要するにひもつきでないのかということが1点でございます。

それから、もう一つは起債がそのためというわけでもないんでしょうけど、3億5,800万円ぐらい減額補正になっています。この交付金が寄与して市債でもって事務事業をやろうとしてたのが、この臨時交付金によって振り返られたのではないかなという気がしてるんで、それは間違いないかということ。

それから、もう1点は、こういうことで臨時交付金のおかげでもって、市債の減額補正がなされたということは、ある意味においては、実質公債費比率あたりに好影響を与えるのかなというような印象を持っていますが、この点は間違いがないかと。

以上、お尋ねします。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） お答えを申し上げます。

1点目のきめ細かな交付金が特定財源なのかどうかということでございます。特定財源でございます。今回の国の補正予算、約5,000億円なんですけど、そのものにつきましては、ハード事業を重点に地域がいわゆる施設整備関係に使いなさいという部分での特定財源になっております。

ただ、これしかだめだということもございませんので、ある程度、利用については幅広く、庁舎施設から道路まで、そういったもので活用できるというふうになっております。

それから、市債との関係でございますが、きめ細かな交付金によって起債事業を減額したということではございません。市債については、事業費の入札等への減、これに伴う裏の起債充当率の関係で減をしたものでございます。

なお、当然でございますが、発行額が少なくなるということにつきましては、実

質公債費比率に好影響を及ぼしてくるということでございます。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。きめ細かな交付金事業の関係で質問がございましたけれども、総務部長は一覧表を出すということで、それを見たらわかるのかもしれませんけれども、そういう意味で財源があることによって、かなりきめ細かい要望にこたえられた予算になっているかなということは思うわけでありましてけれども、部長も言われたように、その一覧表の中にいわゆる予算計上されておいて、財源の内訳だけを書いたものであるとか、全くの新規事業であるとか、そういうことも含めて載っておるのかどうか、その点。

それと、今回上げられた予算はいずれも恐らく前からの要望事項であって、それでしかも緊急性もあるというふうなことで、予算計上されているんじゃないかなと思いますので、それぞれ予算計上がされた理由であるとか、あと事細かな事業の内容であるとか、そういうこともあわせて一覧表に載っておればいいんですけども、もし載っていないようでしたら、そういうことも含めてわかるような一覧表になればなということで、まずお聞きいたします。

それで、今回のきめ細かな交付金事業に当たって、各課からそれぞれ必要な要望等を吸い上げておられると思うんですけども、そういう要望事項に対してどの程度こたえられたのかとか、あと要望によっては予算計上できなかったものは、どういう理由でできなかったのか、そのあたりのところも、もしわかりましたら資料で出していただけたら大変わかりやすいんじゃないかなというふうに思います。

それとあと、農業の災害復旧の関係で、もう既に不落になったところについては、新年度については作付をあきらめてもらいたいというふうな方向が出されておりますけれども、どうしても作付がしたいのであれば、自力で仮設の復旧をしてくださいというふうな、そういう方向が出されております。しかし、米をつくっておられる農家であるとか、今の宍粟市の農業の状況を考えてみますと、たとえ1年といえども田んぼの耕作をやめるということで、ますます放棄田が増えてしまうおそれもあると思うんですよね。そういうことから言うと、たとえ仮復旧であったとしても、やっぱり米づくりが今年と同じようにできるように、少なくとも市単独補助でも仮復旧費を助成する、やっぱりそういう制度も含めてこの補正予算に計上できないものかなというふうに思うんですけども、そのあたりのところをお聞きしたいなと思います。

それと、個々事業の中できめ細かな臨時交付金の関係については、たくさん計上されておりますけれども、先ほどお願いしたような資料が出されてくれば、すべてわかりますので、個々はお聞きしませんけれども、あと特にお聞きしたいと思いますのは、ページ17ページの生活保護費の返還金が537万円あります。これはどういう理由によるものなのか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、29ページの中で、がん検診等の検診委託料が650万円減額になっております。これは全体当初予算と比較してみますと約10%の減ということになるので、当初検診制度が変わってということもあると思うんですけれども、ちょっとあまりにも減額幅が大きいんじゃないかなと思いますので、そのあたりの減額の理由について、わかりましたらお示し願いたいと思います。

それと、36ページの関係で、交通安全施設工事費が1,800万円もの大幅な減額になっております。当然、予算計上時にはある程度把握して計上されておったものだと思いますし、また、年度当初にはそれぞれの自治会からの要望等も受けて工事をするというふうになっておったと思いますので、1,800万円というのはあまりにも大きな金額だと思いますので、要望がなかったから減額になったのか、それともほかの理由があるのか、その点お聞かせ願えたらと思います。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 最初に私の方からはきめ細かな関係のご説明を申し上げます。

まず、このきめ細かな臨時交付金の趣旨は、あくまでも新たな経済対策、いわゆる外部に対する経済効果があらわれるということでございまして、これまでに予算を計上したものの組み替え等、これについては認められるものではございません。したがって、財源組み替えもございません。新たに計上したものという理解をお願いいたします。

また、その内容につきましては、これまでやったらいいのにとか、要望がございました。ただ、先ほど財源の関係で先送りになった部分、その部分も入っておりますし、今回の趣旨を受けまして、新たに実施しようということも入っております。

なお、達成率云々につきましては、やはり調整の中でそれぞれ協議をいたしております。それぞれ100%近いものが達成できたかなというふうに思いますので、その点の資料については出すものがないという判断でよろしくお願いを申し上げます。

なお、一覧表については、そういった点、わかりやすく、できるだけつくりました

て、総額約2億9,000万円でございますが、事業費をお示ししたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） 農地復旧の件についてお答えをさせていただきたいと思っております。

先ほど議員のご指摘のとおり、先般行われましたそれぞれ市政の報告会でも、それぞれご意見をいただいているところでございます。ご存じのようにそれぞれ発注準備は進めておるわけでございますけど、業者の数、仕事量のバランス等々で受注に至っていないという件数が非常に多く見かけられるという状況の中で、先ほどご指摘の市単独の補助制度ではどうかという話でございますが、市単独の補助災害復旧で公共事業と同様でございます。設計をして入札に付さなければならないという状況もでございます。当然不落のことも考えられます。今お願いしているのは、それぞれ各自が補助制度で復旧をしていただくのが一番早い復旧の方法ではないかということをお願いをしているということで、当然市が発注する公共事業につきましても、鋭意それぞれの入札制度等も拡大しながら、早期に着工、完了できるように努力をしているという状況でございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っています。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 生活保護費の返還金についてでございますけども、これにつきましては障害年金等受給された、その分に係る返還金でございます。人数的には5人ほどになっております。お一人の方については5年遡及されて受給されたというような形になっておまして、400万円程度という、お一人についてはそういった状況にあります。5名程度のそういった年金受給の返還金ということで、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 土木部長、在賀孝介君。

○土木部長（在賀孝介君） 36ページの関係です。交通安全施設の関係で、工事請負費1,800万円の減額ということでございます。理由としましては、災害復興優先ということで、事務的な時間がないということで軽減するものでございます。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 失礼します。すみませんでした。がん検診の関係なんですけども、がん検診につきましては、各種がん検診、当初見込みよりの人数減

ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） ほかに質疑はありませんか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 生活保護費の返還の関係で、これは今の説明はあまりにも大ざっぱ過ぎてわかりにくかったんですけども、具体的に本来、いわゆる生活扶助に当たるものなのか、医療扶助とか、いろいろ種類がありますけども、どういう扶助に当たるものが、返還金ですから、当然受給されなければならないものが受給されていなかったということになるかと思うんですけども、どういうふうな内容でこういうふうな結果に至ったのか。それで、そこには事務的なミスがあったのか、それとも法的な解釈上の国と市との見解の相違とか、そんなことがあって今回の事態になったのか。そのあたりの原因はどこにあるのか、その点もう少し詳細に、人の生活にかかわることありますので、お示し願いたいと思います。

それと、農業施設の関係で私が言ったのは、あくまで受益者による仮復旧でできるところはつくってくださいよというふうな方向性を出しておられます。ですから、いわゆる市単独できちとした復旧をなさいよということではなくて、単年度のとにかく作付に間に合わせるために、とりあえず水が川から取れるような対策を受益者で何軒かで行った場合に、何らかの助成措置が講じられないかということでお聞きしておりますので、そのあたりのところをやっぱり米をつくるということから言えば、本当に1年間田んぼを水も当たらない状態で放置しなければならないということは、そのまま放棄田につながるということが大変危機感がありますので、そういうところのきめ細かなそれこそ対策が必要なんじゃないかなと思いますので、再度答弁をお願いします。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 生活保護の関係ですけども、生活保護につきましては、現時点で生活がやっていけないと判断した場合に、生活保護費を支給します。面談を重ねる中で、例えば前に国民年金に入っていたとか、それから厚生年金に入っていた期間があるとか、そういった形で調査をまた随時していきます。その中で厚生年金の障害年金が拾える場合だったら拾っていく。傷病の固定がまた何カ月か後というような形になるんで、そこらあたりを面談を通してながら、そういったもので他方のことで拾えるものがあれば拾っていきたいというのが基本的にありますので、そこらあたりそこが遡及支給ができましたら、今まで払っていた分をその返還、その部分でいただくと、そういうのが基本的になっておりますので、そういった

状況の中でこの返還金は処理をしておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 農業災害の仮復旧の件について、考え方を報告をいたしたいと思います。

おっしゃいますように、仮復旧につきましても補助という考え方もないわけではございません。しかし、基本的にはそれぞれの農地が荒れた場合の原形復旧、あるいは財産形成上の補助でございますので、それを2回するというのもいかなものであるかということも我々検討いたしております。

もう一つは、仮復旧をしない方、する方についても不公平か生じるおそれもあるという考えを持っておるところでございます。必要なことはわかっておりますけれども、補助的な考え方といたしましては、原形復旧のときに補助をするという考え方をいたしておるところでございます。いろんな考え方がございますので、さらに検討も次回災害に向けていろいろ検証する中でも考えてみたいというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、第106号議案から第110号議案の5議案について、質疑を受けます。質疑ありませんか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。まず、国保特別会計についてでありますけれども、当初予算では予算が組めないということで暫定予算が組んであります。そういう点でまだ医療費が確定していないわけでありましてけれども、21年度の決算見通しというのはどういうふうに持っておられるのか。

あと、基金の残高は幾らぐらいになる見通しなのか、お示し願いたいと思います。

それと、介護保険特別会計の関係で、介護高額サービスの費用が500万円ということで、当初予算の3,580万円と比較しますと、大変大幅な伸びであると思うんですけども、これについて高額利用の方が増えているということだと思っておりますけれども、具体的にどういうふうな実態があって、増えている要因になっておるのか、そのあたりわかりましたら、お示し願いたいと思います。

それと、簡易水道特別会計の関係で、今、千種簡水もほぼ完成したというふうに

聞いておりますけれども、その接続率は現状では今どの程度伸びておるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それとあわせて、今現状の千種の水道料金については、旧町の、しかも千種中心部の一番安い料金で推進されておるといふふうに聞いております。そういうことで新料金が決められるということになると、かなり大幅な利用料金が設定されるんじゃないかなというふうに思っておるわけでありましてけれども、その料金の検討について、今どのような検討段階にあるのか、この際、宍粟市で簡易水道も上水も一本化しようというふうなことで検討されておるのか、そのあたりの検討状況が、もしわかりましたらお示し願いたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 生活環境部長、大谷司郎君。

○生活環境部長（大谷司郎君） まず、国保会計でありますけれども、市長の方がご説明をさせていただきましたように、それぞれ額が確定をしてきたというような状況の中で、市の方からの繰出金等についても決めていった今回の3月補正であります。総額といたしましては、特に大きな影響がありますのは、共同事業交付金の保険財政共同安定化の分につきまして、この当初の見込みから随分額が落ちております。20年度から後期高齢等の制度も変わったりというような中で、この9,300万円余りの額が減額になったというような状況の中で、それを埋めるのに基金の積立金を約8,900万円当初予定をしておりましたものにつきまして、これは9月補正で予定しておりましたものにつきまして、収入不足を補うために、これについては積立金ができないという状況で、これを充てるというような主なことを考えておりますので、3月補正については何とか支出の見込みが立ち、そしてまた収入の方もそれに合やすものができてきたかなという状況であります。

基金につきましては、1,800万円の基金があるという状況であります。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 高額介護サービス費の増額でありますけれども、これにつきましては人数とそれから1人当たりの金額も多くなってきているという状況にありまして、500万円の増額をさせていただいております。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、第111号議案から第116号議案の6議案について質疑を受けます。  
質疑はありませんか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 先ほどの繰り返しになりますけれども、今、同僚議員の方から接続状況の資料はいただきましたので、状況はわかりました。

それで、問題は実際見てますと、なかなか接続率の伸び悩みが見られると思うんです。それは、先ほども言いましたように、料金がなかなか決定していないということも、私、当初から申し上げておりますけれども、要因の一つではないかなというふうに思います。それで、先ほども申し上りましたように、料金については具体的にどういうふうな検討がされておるのか。そして、またいつ決定されようとしておるのか、そのあたりのところをお聞かせいただいたらと思います。

それと、病院の関係で過年度分の損益勘定留保資金、これの残高がどれぐらいになっておるのか。病院の経営が厳しくなって、いわゆる、減価償却費といわれる現金支出のない部分も、病院の会計の中で純粋な赤字分としてほぼ消えているような状況やないかなと思いますので、留保資金もなかなか伸び悩んでおるんじゃないかなと思いますので、そのあたりのところを教えてくださいたらと思います。

それと、病院会計の3ページのところで、研究研修費というのが139万、約140万減額になっておるんですけども、これについては、医師にとって魅力ある病院づくりという意味からも、当然、医師の方が行いたい研究であるとか、研修であるとか、そういうのは当然保証されなければならないと思うんでありますけれども、そういう要望にこたえた上での減額なのか、それとも時間的になかなか研究や研修に当てる時間がないというふうなことで減額になっておるのか、そのあたりの状況を教えてくださいたらと思います。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 水道部長、中尾 徹君。

○水道部長（中尾 徹君） 岡前議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の千種簡易水道の接続率はということでございます。接続率につきましては、2月の16日現在、接続率は45.4%、ただ申し込みはしておきながら、まだ工事が済んでいないということで、申込率につきましては、51.8%となっております。

続きまして、料金改定の作業の状況はということなんですけれども、本来であれば、今年度中、21年度中に料金改定、まず、簡易水道の料金の改定の作業を進め



ていくというふうな予定でございました。ただ、この8月の災害からこっちへ、水道部につきましても、上水道、下水道等がかなり被災をしております。そちらの方にかなり手をとられまして、この料金改定の作業が進んでいないという状況でございます。約半年間遅れているのかなというふうに思っております。上水と簡水と一緒に料金改定をするのかというふうなことだったと思います。今回の場合、まず、簡易水道の料金の見直しをするということでございます。若干、今も言いましたように、半年程度の遅れは生じておるのかなと、この後も料金の改定の検討部会、幹事会等々に諮っていきながら、進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 総合病院事務部長、大久保正孝君。

○総合病院事務部長（大久保正孝君） 2点の質問だったかと思いますが、1点目の補てん財源の件でございますけれども、21年度末で約8億程度の残高になるのではないかなというふうに予測をしております。この補てん財源というのは、現金のベースの考え方と少しまた違うんですが、一応、流動資金が8億ぐらいになるのではないかなという予想を立てております。

それから、研究・研修のことではありますが、必要なものについては、基本的に抑制はしておりません。これは、市との申し合わせの中で、繰り出しの方法が少し変わりました。繰り出しの請求につきましても、年度予算で請求をさせていただいておりますが、実績に応じて繰り出しということで、実績は年で、暦年でいただくようになっておりますので、その辺のタイムラグもあるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） 第115号議案、病院会計でございますけれども、これもきめ細かな交付金の財源を活用して医師住宅の購入費ということが計上されておりますけど、当初予算にもちょっとございませんでしたので、具体的に事業内容等についてご説明願いたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 総合病院事務部長、大久保正孝君。

○総合病院事務部長（大久保正孝君） 医師住宅の件でございますが、実は昨年末ぐらいから小児科医師と整形外科医師の確保を奔走しておりまして、最近になってやっと確保の目途がたっております。そういう中で、実は、ご夫婦で医師ということ

で、ご主人が整形外科、それから奥さんが小児科ということで、特に小児科についてはなかなか不足をしておって、当院も充実をしたいという科でありましたし、整形外科につきましても、非常に少なくてご迷惑をおかけしておる状況でございます。そういう中で2人の確保がほぼ確定になっております。ただ、ご家族でこちらの方に着任をしていただくという形で、住宅をいろいろと交渉しておったんですが、やはり少し病院から離れた場所でというようなご要望もありましたし、家族が4人家族でございますので、家の広さとかいろいろ交渉しておる中で、やはりなかなか賃貸でもいろいろ現地を見て回っていただいたんですが、満足したものがないということで、ただいまできまえの、いわゆる建売住宅で何とか希望のものがあるので、これを何とか購入できないかということで、このきめ細やかな臨時交付金事業の中で、地域医療確保対策ということで計上していただいたというような次第でございます。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第105号議案から第116号議案までの12議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ご異議なしと認めます。

第105号議案から第116号議案までの12議案は、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第22 第117号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第22、第117号議案、平成22年度宍粟市一般会計予算から第129号議案、平成22年度宍粟市農業共済事業特別会計予算までの13議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第117号議案から第129号議案までの審議をお願いするに当たりまして、市政運営に対します私の所信の一端と主要事業について申し上げます。

して、市民の皆様並びに議員の皆様のご理解とご替同を賜りたいと存じます。

宍粟市長として昨年5月に市政運営の負託をお受けしてから、住民目線の市政を基本としまして、「市民に開かれた行政」「市民とともに歩む行政」そして「行財政改革」の3つを基本理念に掲げ、「自然を大物にした、安心・安全なまちづくり」「健康で個性を育む、人に優しい環境づくり」「暮らしを支え、未来を開く魅力あるまちづくり」を施策の柱として、市の将来像であります「人と自然が輝きみんなで創る夢のまち」の実現に向けて、住民目線の市政運営を進めてきたところでもあります。

この10カ月を顧みますと、経済不況のあおりを受け、雇用不安が増大する状況の中で、甚大な被害を及ぼした台風9号の豪雨による災害発生をはじめ、新型インフルエンザの感染拡大による市民生活への影響など、「安全・安心なまち」にかかわる諸課題が顕在化した年でありました。

被災されました市民の方には、一刻も早く平穏な生活を取り戻していただけるよう、さまざまな分野から被災者支援制度を整備するとともに、災害復旧事業に全力を尽くしているところでもあります。

また、市民の皆さんの参画を得て、ご意見を市政運営に反映させるため、市政検証検討委員会を設置し、これまでの市政を検証し、ご提言をいただくとともに、災害の検証と復興計画については、宍粟市台風第9号災害検証及び復興計画検討委員会においてご検討いただいているところでもあります。

また、急速に進む高齢化、少子化などによる人口減少社会の到来、そして、高度経済成長の時代に確立した制度や価値観は大きく揺らぎ、新しい制度や仕組みづくりが模索されるなど、複雑、多様な社会の中で、地方自治体においても自己決定、自己責任の行政運営の時代へ移行し、厳しい財政状況下にあっても、多様化、高度化する市民ニーズへの対応が求められており、基礎的な自治体としての行政経営力が問われているところでもあります。

このような情勢の中で、宍粟市発足から6年目を迎えた平成22年度は、宍粟市総合計画における前期基本計画の仕上げとなる年でもありますとともに、平成23年度から始まる後期基本計画の策定など、未々の設計図づくりに着手し、将来の宍粟市を形づくる重要な年であると位置づけております。

今年を「創造と挑戦の年」と位置づけて、新たな取り組みや価値観の創造を進めていくとともに、市民による宍粟市づくりの実現に向け、市民がかかわっていく仕組みの中で、中長期的な行財政運営の確立とやすらぎのあるまちづくりを展開する

ため、「災害復旧・復興事業及び災害に強いまちづくり」「地域資源を活用したまちづくりと文化・観光の振興、産業の育成」「環境にやさしいまちづくりに向けた取り組み」「将来を展望した教育環境の充実や少子化対策、元気の出る高齢化対策」「住民と行政が一体となった地域力の向上・強化に向けた取り組み」の5点を重点施策として市民目線の市政運営を全力で推進したいと考えております。

まず、「災害復旧・復興事業及び災害に強いまちづくり」につきましては、昨年の豪雨災害による被災から一日も早い復興を目指し、引き続き災害復旧事業を進めるとともに、災害が予想される状況下での情報収集強化や情報伝達体制の充実を図ります。

2点目として、「地域資源を活用したまちづくりと文化・観光の振興、産業の育成」につきましては、四季折々に装いを変える豊かな自然を活かし、市民の皆様が身近に自然とふれあえる環境づくりや観光立市としての整備を行うとともに、地域で育まれた伝統や芸術、文化に親しむことができる取り組みを進めます。

また、森林や農地を再生させ、活用を図るとともに、産業立地や起業家など中小企業に対する支援拡充により産業の振興に取り組みます。

3点目として、「環境にやさしいまちづくり」につきましては、豊かで快適な環境の保全と創造を目指し、森のゼロエミッションを核とした資源型循環社会の転換を図るため、意識啓発や環境教育を継続するとともに、環境負荷の低減に向けた取り組みを進めます。

4点目として、「将来を展望した教育環境の充実や少子化対策、元気の出る高齢化対策」としまして、しそ子ども生き生きプランに基づき、学校、家庭、地域そして行政が一体となって、将来を担う子どもたちを育む教育環境の充実について取り組んでいきたいと考えております。

少子化対策につきましては、第2次宍粟市少子化対策推進総合計画に基づき、子どもが健やかに生まれ育つ環境を築くため、医療をはじめとする子育て支援を進めます。

また、高齢者対策としましては、地域社会のさまざまな分野で活躍し、生き生きとした生活を送っていただくため、高齢者の活動を積極的に支援をいたします。

5点目としまして、「住民と行政が一体となった地域力の向上・強化に向けた取り組み」であります。市民の皆様が行政に参画し、地域課題を地域全体で考え、地域の特性を活かした将来像を描くことが、ますます重要になってきております。

市民の皆さんのご意見や提案を市政に反映させる仕組みを構築し、市民と行政の

協働によるまちづくりを積極的に推進してまいります。

平成22年度につきましては、「復興から創造に向けた」予算として、一般会計で、225億6,000万円、全特別会計で178億4,686万1,000円、総額にしまして404億686万1,000円といたしました。対前年度比につきましては、1%の減の4億1,186万3,000円の減額となっております。

なお、平成22年度末における地方債残高見込みにつきましては、一般会計で358億5,224万1,000円、全会計で760億7,611万8,000円と、ともに前年度末見込みを上回る見込みとなっておりますが、これは災害復旧に係る起債や昨年度の国の補正予算において、前倒しして実施する学校施設整備事業のほとんどが平成22年度へ繰り越す見込みとなったことが要因であります。

ただ、平成23年度以降は大規模な施設整備も完了していることから、起債残高は年々減少していく見込みといたしております。

また、財政調整基金につきましては、7,000万円の取り崩しを見込んでおり、平成22年度末では14億5,760万3,000円の残高となる見込みであります。

今年度は景気低迷の影響により、市税収入の落ち込みが懸念されているものの、地方財政対策として地方交付税が増額されたことにより、大幅な基金の取り崩しなしで予算編成が行え、収支は改善方向にあります。先行き不透明な財政環境の中、自主財源の確保とあわせて、次年度以降の交付税の総額確保を要望していく一方で、将来の地方交付税の一本算定に備えるため、一層の行財政改革を推進する必要があると考えております。

以上、本市の市政運営に当たり、平成22年度の施策の概要等について申し上げましたが、長引く経済不況からの脱却と景気の持ち直しを期待しつつも、いまだ回復の兆しは見え、さらに二番底が危惧される状況の中で、地方自治体としてこの情勢を克服し、持続可能な行財政を確立するためには、市民と行政がともに手を携え、知恵を結集して、創意工夫に満ちた魅力あるまちづくりに果敢に挑むことが必要であります。

創造と挑戦による取り組みが、市の将来像として掲げる「人と自然が輝き みんなで創る夢のまち」の実現、そして市民が実感できる魅力ある宍粟市の創造につながるものと考えております。

合併後5年間の取り組みで残された課題について、より迅速に解決するため、全力を挙げて取り組んでまいり所存であります。

市民の皆様、議員の皆様各段のご理解とご協力をお願いを申し上げて、私の所

信と新年度予算についての概要を申し上げました。よろしく願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

次は質疑であります。ただいま議題となっております議案に係る質疑から後の議事運びにつきましては、後日行いたいと思います。あらかじめご了承賜りたいと思います。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は3月4日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3時02分 散会）